

横 浜 市 会 第4回  
定例会 会 議 錄  
〔 速 報 版 〕

議案関連質疑（令和7年12月4日）

# 速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

○議長（渋谷健君）これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。小松範昭君。

〔小松範昭君登壇、拍手〕

○小松範昭君　自由主党横浜市会議員団の小松範昭です。会派を代表し、本市会定例会に上程されている議案のうち市第43号議案、市第44号議案、市第46号議案、市第47号議案、市第50号議案、市第51号議案、市第52号議案、市第53号議案、水第4号議案、市第55号議案、市第72号議案に関連して山中市長、佐藤副市長及び下田教育長に順次質問してまいります。

初めに、市第43号議案横浜市市区づくり推進基金条例の制定、市第44号議案横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金条例の制定、市第50号議案横浜市文化基金条例の一部改正について一括して伺います。

今回、2つの基金設置の条例と1つの基金条例の一部改正条例が提案されました。いずれの基金も主に寄附金を財源とするものと伺っています。ふるさと納税が浸透し制度の功罪については様々な意見があるものの被災地への支援や地域課題の解決など返礼品の有無にかかわらず自治体へ寄附を行う文化が全国的に醸成されてきていると感じております。本市ではこれまでも社会福祉基金、動物園基金、市民活動推進基金など特定の施策や事業を目的とする基金を設置し寄附等の財源を積み立て活用しているところですが、厳しい財政状況の中、ありがたくいただいた寄附金を市政の推進に有効に活用していくという視点は財源の多様化にもつながり、自治体の運営上より重要になっていくと考えます。一方、寄附は単年度予算の枠組みの中では有効な活用が困難な場合があり、貴重な財源確保の機会を逃すことにつながってしまうという課題もあると聞いているところです。

そこで、今回2つの基金が新設されますが、横浜市市区づくり推進基金の設置の狙い、また、横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金の設置の狙いについて副市長に伺います。

そして、文化基金については、これまでには文化施設の建設及び横浜美術館に収藏する美術品の収集に目的が限定されていましたが、今回の改正により用途の範囲を拡大し文化に関する事業の推進や文化施設の修繕にも活用できるようにすることです。寄附者の意向を踏まえより柔軟な活用が行えるようにすることは望ましいことです。

そこで、横浜市文化基金条例を一部改正することでどのような効果を期待しているのか、副市長に伺います。

ふるさと納税については専門部署を立ち上げ返礼品の充実等に取り組み、目標額を掲げながら受入れ拡大を進めているところですが、今後は全庁的にさらに幅広い手段やルートを通じて寄附の受入れに取り組み、施策の推進に生かしていくべきと考えます。返礼品だけを目的とするのではなく、純粹に市政や区政を応援したい、特定の事業、課題解決の後押しをしたいなどといった思いをお持ちの方は一定数いらっしゃるのではないか。個人からの寄附のみならず、企業や団体からの支援も有効な財源確保の手段であると考えます。

そこで、今回の基金設置を契機として寄附受入れの仕組みをさらに充実させるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

今回の基金設置や目的の改正は時宜にかなった意義のあるものであると考えます。基金を活用し将来にわたる財源の充実や市民サービスの向上にしっかりとつなげていただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、市第46号議案横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正、市第47号議案横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について一括して伺います。

情報公開は、横浜市が市政について市民の皆様に説明責任を果たし、市民の的確な理解と健全な批判の下、公正で民主的な市政を推進するために不可欠な制度です。制度の目的を実現するには情報公開DXの取組が重要で

あると見え、我が党としては要望を重ねてまいりました。私からも、令和4年第4回市会定例会において、市民の皆様の利便性を向上させるために開示の実施方法を工夫すべきと要望しておりました。市民の利便性向上に資するシステムの稼働が目前に迫っており大いに期待しているところです。

そこでまず、新たな情報公開システムに搭載される機能について副市長に伺います。

また、今回の条例改正案では、保有個人情報の開示請求においてもシステム上の閲覧や写しの交付手数料が設定されることとされています。市民の皆様にとって適切な手数料の負担となっているかは大変重要なことです。

そこで、情報公開システムで写しを交付する際の保有個人情報の写しの交付手数料の考え方について副市長に伺います。

保有個人情報の開示の実施について、今までオンラインで行われていなかった理由はセキュリティ一面の安全性確保が難しかったことも一つの要素かと思いますので確実な対策をお願いいたします。システムが完成しオンラインによる閲覧や情報提供が可能となることにより市民の皆様が市政情報にアクセスしやすくなることは市が説明責任を果たすことにもつながりますし、市職員の皆様の事務負担の軽減にも効果があると考えます。

そこで、情報公開システム導入により期待される効果について市長に伺います。

情報公開DXにより情報公開の総合的な推進を強化し市民に対する説明責任を果たしていくことは、今後横浜市が市民からの信頼を得続けるためにとても重要なことです。また、このようなデジタル化は職員の負担軽減にもつながります。透明で開かれた市政の実現とともにDXによる効率的な行政運営の推進にしっかりと取り組んでいただされることをお願いし、次の質問に移ります。

次に、市第51号議案横浜市中央卸売市場条例の一部改正について伺います。

中央卸売市場本場青果部では狭隘な敷地の有効活用や商品の品質、衛生管理の向上を図るため新たに3棟の施設を整備しており、この12月から最後の3棟目の仮供用が開始されたところです。私も9月に現地を視察させていただきスケールの大きさを実感するとともに今後の市場取引のさらなる拡大が期待されます。こうした中、このたびの条例改正により市場の場内事業者の皆様が負担する施設使用料の改定が予定されています。

そこで、本場青果部の施設使用料を改定する理由について市長に伺います。

昨今の物価高は食品業界においても例外ではなく、卸売業者や仲卸業者を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況にあります。再編整備の検討を開始した頃から社会経済情勢が大きく変化している中で新たな施設使用料を支払えない事業者も出てくるのではないかと思われます。

そこで、改定後の施設使用料の負担が困難な場内事業者への支援について市長に伺います。

今回の再編整備により施設使用料は改定されるものの施設の拡充によって場内事業者の事業が拡大しさらなる市場の活性化が期待できます。こうした市場の活性化による恩恵が場内事業者のみならず市民にも広く還元されるよう取組を推進していく必要があります。

そこで、再編整備による成果を市民にどのように実感してもらうかについて市長に伺います。

今回の再編整備の効果が市場関係者のみでなく市民に広く行き渡るとともに引き続き中央卸売市場が市民の豊かな食生活を支えていくことをお願いし、次の質問に移ります。

次に、市第52号議案横浜市児童相談所条例の一部改正について伺います。

このたび鶴見区にできる東部児童相談所は19年ぶりの新たな児童相談所ということで、管轄となる鶴見区、そして私の地元の神奈川区においても大変期待しております。昨年度、議員提案により制定した横浜市こども・子育て基本条例では前文で「こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その

個性と能力を十分に発揮できる環境を整えること」は社会全体の責務と規定されております。東部児童相談所の整備に関してはこれまで我が党の山田議員から、子供の心理的負担に配慮して警察、検察、児童相談所の3機関が合同で行う司法面接のための面接室の整備など子供ファーストな児童相談所となるよう市会でも訴えてまいりました。児童相談所で関わる子供たちは虐待等で心に傷を負っていることが多く、この子供たちに安全安心な環境を提供することは本市の重要な責務だと考えます。

そこで、子供ファーストな児童相談所を実現するための工夫について市長に伺います。

同条例では先ほど述べたように社会全体の責務にも言及していますが、市民及び事業者の役割として、子供が社会を構成する一員であることを認識し、社会において個性と能力を十分に発揮できるよう必要な取組を行うよう努めると規定されております。子供の安全安心を守っていくには、児童相談所について地域の皆様に御理解いただき、地域と連携して子供を見守っていくことが大切だと考えます。

そこで、東部児童相談所において今後どのように地域と関係を築いていくか、市長に伺います。

児童相談所は将来を担う子供たちの安全安心を守るセーフティーネットであり、横浜の子供たちの健やかな成長のために重要な役割を担っていると考えます。東部児童相談所の開設を契機として児童相談所の子供ファーストの対応がより一層進むとともに子供や子育て家庭を地域で支えるまちづくりにつながることを期待し、次の質問に移ります。

次に、市第 53 号議案横浜市下水道条例の一部改正、水第 4 号議案横浜市水道条例の一部改正について一括して伺います。

近年、地震や台風などの災害が頻発しており、大規模災害が発生した場合にはライフラインの損傷や機能不全が多数生じる可能性があります。水道管や下水道管の復旧は公道等については水道局と下水道河川局が行う一方で、市民生活に直結する宅内の給排水設備は現行条例では本市の指定を受けた工事店等でなければ施工できません。そのような中、水道条例と下水道条例が同時に改正される提案を受け大変注目しているところです。

そこで、条例の一部改正に至る背景について市長に伺います。

今回の改正は災害時における市民生活を守る上で非常に重要であると考えます。そこで、条例の一部改正の狙いについて市長に伺います。

災害への備えは市民の安全安心を確保する上で極めて重要であり、今回の条例改正は能登半島地震を受けた上下水道一体となった地震対策の成果の一つと考えます。今後も上下水道が連携し災害対応力の強化と復旧の迅速化に向けて引き続き万全の体制で取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、市第 55 号議案鶴見区大黒町所在土地と同町所在市有土地との交換について伺います。

本議案は、現在鶴見区大黒町で整備が進む東部斎場の敷地外駐車場として予定されていた用地の一部と、隣接する民間企業所有地の一部を交換し土地形状を整えるというものです。当該用地はもともと J R の貨物線跡地であり、東部斎場の整備に際し斎場の敷地外駐車場用地として利用する予定でした。今回の土地交換により貨物線跡地特有の細長い形状が四角い形状に整い、かつ斎場に近い場所にまとまった面積が確保され使いやすい土地になると聞いております。当該用地の面積は約 8500 平米とかなりの広さがあり、土地交換を行わずとも斎場敷地外駐車場の整備は可能であったと思います。そこを今回土地交換を行うわけですから、土地交換をすることによるメリットなどについて十分に考慮されたものだと思います。

そこで、土地交換する目的について市長に伺います。

土地交換後は整形化された広く使いやすい土地となりそうですが、この土地を斎場の駐車場だけで利用するの

はもったいないと感じられます。また、広い駐車場の整備を行うにしても多大な費用が必要になると懸念されます。

そこで、土地交換後の市有地は斎場の駐車場だけでなくさらに有効な土地活用をすべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

もともと細長い形状であった土地が土地交換により使いやすくなるものであり、新たな利用方法が実現することも考えられます。東部斎場の利用者や周辺企業の皆様にとって有意義で歓迎される土地利用を実現されることを要望し、次の質問に移ります。

次に、市第72号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第3号）について幾つか伺ってまいります。

そのうち、まず小児医療費助成事業について伺います。

少子化が進む中、未来を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることは我が国の持続的な発展にとって極めて重要です。本市においても子育て支援策を積極的に展開しており、中でも子供の医療費の無償化は安心して医療を受けることができ子育て世代の経済的負担軽減に大きく寄与するものです。現在、医療費無償化の対象年齢は中学三年生までですが、全国の8割以上の自治体が対象年齢を18歳までとしています。本市においても医療費無償化の18歳までの拡大に対する子育て世代の期待は非常に大きいものを感じています。8月には我が会派としても公明党とともに18歳までの医療費無償化の早期実現について要望書を提出しています。今回補正予算が提出されたことは一日でも早い実現を目指しているものと思います。

そこで、18歳までの対象年齢拡大の具体的な実施時期について市長に伺います。

また、対象年齢を拡大すると新たな対象者は約9万人で、必要な予算は年間で23億円と聞いています。少子高齢化の進展による社会保障費の増加や人口減少による市税収入の減少により今後本市の一般会計では収支不足が拡大し続けることが予測されています。そのような中でも安心して横浜で子育てができる環境を整えるために子育て支援の継続は重要です。

そこで、制度を持続可能なものとするために財源の確保にしっかりと取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

市民の期待の大きい事業ですのでしっかりと進めていただきたいと思います。なお、令和5年8月に中学校三年生までの医療費を無償化したときには18区役所で横断幕やポスターを大きく貼り出すなど広報を大々的に実施していたと記憶しています。今回の補正予算でシステム改修や広報の準備を進めるための事業費が計上されていますが、ぜひ効率的、効果的な広報を行い予算を適切に執行していただくことをくれぐれも要望し、次の質問に移ります。

次に、補正予算の水際線のまちづくりについて伺います。

水際線のまちづくりについては、9月の市会第3回定例会において水際線まちづくりコンセプトプランの基本的方向が公表されました。水際線をはじめとした都心臨海部は横浜の経済と活力を牽引していくエリアであり、これから魅力向上に向けたまちづくりが進められていくことに大いに期待しています。臨港パークから山下公園に至る水際線周辺のエリアには美しい港の風景や音楽アリーナ、観光、商業施設など多彩で横浜らしい魅力が集積しています。こうした魅力の磨き上げと関内駅周辺地区などのまちづくりを連動させ水際線と町なかを結ぶ軸線を強化することで都心臨海部の活性化につながると考えています。そうした中で今回の補正予算では、水際線と町なかの回遊性を高めるために開発の進む関内駅周辺から続く日本大通りと水際線が交差する象の鼻パークへの案内サインの設置などが計上されています。水際線のまちづくりでは案内サインの設置に加えて歩行者空間の

整備や照明による夜間景観の形成などを検討していると聞いており、こうした整備を推進し水際線がより魅力的に変わっていく姿を実感できるようにしてほしいと思います。

そこで、水際線のまちづくりにスピード感を持って取り組んでいくべきと考えますが、市長に見解を伺います。

水際線のまちづくりをしっかりと進めることで世界中から注目され、にぎわいがあふれる都心臨海部に発展させていくことを期待して、次の質問に移ります。

次に、補正予算のうち市立小中学校の体育館の空調設備と教室断熱改修について一括して伺います。

まず、体育館空調設備設置事業について伺います。

本件は、避難所として活用される学校体育館の空調設備について整備を加速化するため 68 校分の設計を前倒しするための補正予算と聞いています。体育館への空調設置は児童生徒の熱中症対策だけでなく、災害発生時の避難所の環境の向上として取り組まれていますが、災害発生時への対応としては停電になってしまった状況なども考慮する必要があると考えます。

そこで、停電に備えた体育館空調の整備について教育長に伺います。

この体育館空調の整備は令和 11 年度を目標として進めているとのことです、災害はいつ発生するか分かりません。また、夏の暑さは来年度以降も続くと思いますので着実な整備をお願いいたします。

続いて、小中学校の教室の断熱改修について伺います。

この事業は、我が党の福地議員の提案によりこの夏に港北区の師岡小学校で試行的に実施した断熱改修が発端になったと聞いています。近年、夏の暑さは異常とも思えるほどであり、教室にエアコンがついているとはいえ様々な対策を講じて教育環境の維持向上を図っていく必要があると思います。

そこで、師岡小学校で試行実施した断熱改修の内容について教育長に伺います。

師岡小学校は校舎が断熱化されておらず、また、市内で最大級の学校でもあるため多くの教室で暑くて授業ができなかつたという声を聞いています。一方、こうした学校は数多くあり効果的な改修を着実に進めていく必要があります。

そこで、小中学校の断熱改修事業で行う具体的な内容を教育長に伺います。

建て替えなどによって断熱化が行われた学校もありますが、多くの学校では今回の取組により学習環境の向上が期待されます。そこで、小中学校の断熱改修事業をどのようなスケジュールで進めていくのか、教育長に伺います。

教室断熱化は他都市でもまだ事例の少ない先進的な取組だと考えます。ぜひ計画的に効果的な断熱化を進めようとしていることをお願いして、次の質問に移ります。

最後に、補正予算のうち図書館ビジョン推進費について伺います。

本市では令和 6 年 12 月に今後の市立図書館再整備の方向性を策定し、当面 10 年程度の間に市立図書館全体の再整備などを進めるに当たっての基本的な考え方を示しています。令和 7 年度の予算審議では我が党から地域に根差す各区の図書館がその役割や機能をしっかりと果たすべきと提案し、それを受けた地域図書館のリノベーションを進めているところだと思います。そして今回、図書館ビジョン推進費の補正予算議案によって地域図書館のリノベーション事業費が追加計上されています。

そこで、まずは改めて図書館リノベーションの目的を教育長に伺います。

地域図書館は 30 年から 60 年前に整備されています。内装をリノベーションするだけでは建物の老朽化対策などの抜本的な解決につながらない建物もあるのではないかでしょうか。

そこで、リノベーションはもちろん大切であるものの建物の老朽化状況などから建て替えなどの再整備が必要な地域館もあると考えますが、教育長に見解を伺います。

今回のリノベーションの対象館として港北図書館が挙げられています。港北図書館については地域図書館の中でも一番古いことから再整備を検討していると聞いています。リノベーションと再整備を並行して進めることになりますが、再整備についてもしっかりと検討を進めていただきたいと思います。

そこで最後に、港北図書館の再整備をしっかりと進めることについての教育長の意気込みを伺います。

地域にとって地域図書館は一番身近な図書館です。本市図書館にとっても地域の皆さんと一番接点が多い図書館施設になります。地域の皆様が地域図書館に愛着を感じ日々利用していただけるようより魅力的な図書館にしていくためにも長期的な再整備と短期的なリノベーションの両面でしっかりと対応していただくことを要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 小松議員の御質問にお答えいたします。

市第43号議案、市第44号議案及び市第50号議案について御質問をいただきました。

寄附の仕組みをさらに充実させるべきとのことです、令和7年度に設置しましたふるさと納税独自サイトを通じた個別事業への寄附募集、局や区でのクラウドファンディングの実施など寄附の拡大に取り組んでおります。おっしゃるとおり市政を応援したい、この特定の事業を特に応援したいという方は一定数いらっしゃると思います。このたびの基金の設置を時宜にかなった意義のあるものであると評価していただきましたが、この基金によって積極的な寄附の呼びかけ、それから御案内がさらに行いややすくなり、応援したい市民の皆様の思いに応えられると思います。こうした仕組みをさらに広げて、活用しながら一層の寄附の受入れ拡大に向けて取り組んでまいります。

市第46号議案及び市第47号議案について御質問をいただきました。

情報公開システム導入による効果についてですが、市民の皆様にとって開示請求に係る利便性や行政情報へのアクセス性が向上することによって市政の透明性が一層高まると考えております。また、市職員にとっても自動化によって効率的な業務の遂行につながるものと期待をしております。

市第51号議案について御質問をいただきました。

施設使用料を改定する理由についてですが、中央卸売市場費会計は特別会計でありまして、市場の管理運営に必要な経費は受益者負担の原則に基づいて場内事業者の皆様からの施設使用料等で賄っております。中央卸売市場費会計の健全な収支を確保するには今回の施設整備に要した費用も応分に負担をしていただく必要があることから施設使用料を改定するものであります。

場内事業者への支援についてですが、令和8年度から10年度の3年間は激変緩和といたしまして施設使用料を段階的に引き上げることにいたします。また、改定によって支払いが困難になる事業者の皆様に対して増額分の支払いを一定期間猶予するとともに経営改善に向けた中小企業診断士による伴走支援も行います。事業者の皆様に寄り添った支援を行ってまいります。

再編整備による成果の市民への還元についてですが、中央卸売市場の機能が強化されたことで全国の産地からより多くの集荷が見込まれ、併せて品質衛生環境が高まることによってこれまで以上に豊富かつ新鮮な食材をお

届けすることが可能になります。中央卸売市場が身边にあることで市民の皆様が新鮮で多様な食材を安心して手にしていただける機会を増やして食生活を豊かにしていくことで還元をしてまいります。

市第 52 号議案について御質問をいただきました。

子供ファーストな児童相談所を実現するための工夫ですが、子供たちに安全で安心できる環境が何よりも重要です。東部児童相談所では司法面接前の控室を設置いたしました。また、面接室にソファーを配置し、さらに壁紙の色も工夫するなどして子供がリラックスできるようにしています。また、一時保護所ではプライバシーに配慮して居室を個室化、そして防音、換気対策の強化、気分転換できる屋上空間の整備などを進めております。

東部児童相談所における今後の地域との関係構築ですが、整備に当たりましては、自治会町内会や消防団をはじめとする地域の皆様から子供たちのために協力したいという温かいお言葉を頂戴しております。今後、地域の方に第三者委員として運営に関わっていただきます。それとともに祭りなどの地域行事への参加を通じて交流を深めるなど地域の皆様に協力をいただきながら子供に寄り添った支援に取り組んでまいります。

市第 53 号議案及び水第 4 号議案について御質問をいただきました。

下水道及び水道条例の改正に至る背景についてですが、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では多くの家屋で給排水設備が破損したことや指定工事店自身が被災したことによって工事を行うことができる指定工事店が不足したことが復旧の遅れにつながったと考えられています。これを踏まえまして本年 4 月に国土交通省から災害時の体制強化を図るため条例改正を検討するよう通知があり、改正をすることといたしました。

改正の狙いについてですが、災害その他の非常の場合において宅内給排水設備の復旧体制を強化し円滑に工事を実施することを目的としております。被災状況や本市指定工事店の稼働状況を総合的に判断して他都市の指定工事店等による給排水設備の施工を認めることで工事店の確保と迅速な復旧を図っております。

市第 55 号議案について御質問をいただきました。

土地交換の目的ですが、斎場利用の安全性と利便性の向上のために行う交換であります。現状、斎場駐車場の出入口と隣接企業の大型車両の出入口が向かい合っています。そのため車両が行き違う際に事故の危険性があります。交換後は隣接企業の車両の出入口が別のところに設置されますので斎場を利用される車両の安全性が向上いたします。また、大型バスも利用できる駐車場が斎場の隣に整備可能になりますので、利便性の向上が期待できるものであります。

斎場の駐車場だけではなくさらに有効な土地活用をすべきとのことです。斎場周辺は工業地域でありまして、前面道路には工場等の入庫待ちなど大型車の恒常的な路上駐車があるため斎場を利用する車両の出入りに課題が生じています。また、地域からも長年にわたり改善要望が出されてまいりました。そこで、駐車場以外にも斎場利用者の利便性の向上や地域課題の解決に資する活用方法を公民連携や新たな財源の創出などの視点を持ちまして検討を進めてまいります。

市第 72 号議案について御質問をいただきました。

小児医療費助成事業の対象年齢拡大の時期についてであります。子育て世代の皆様から大きな期待をいただいていると感じております。一日でも早い実現を目指した結果、18 歳までの医療費無償化を令和 8 年 6 月から開始いたします。

財源の確保に取り組むべきとのことです。これまで国に対して全国一律の医療費助成制度の構築を、また、県に対しては補助金の対象年齢の引上げに対して要望を継続的に行ってきました。今後もあらゆる機会を通じましてしっかりと要望を行ってまいります。

水際線のまちづくりにスピード感を持って取り組むべきとのことです、まず水際線のまちづくりを応援していただきましてありがとうございます。今後、まちづくりを都心部と郊外部のそれぞれで進めていく必要があります。都心部の魅力はいろいろありますが、一つは港と都市、まちの近さだと思います。このように港と都市がこれだけ近接している都市というのはなかなかございません。しかしながら、港を見てみますともう少し手入れが必要だというふうに常々感じておりました。職員と一緒に山下公園から臨港パークまで5キロありますが、2.5キロ、2.5キロぐらいで2日間に分けて視察したのです。職員と歩きながら港を、これはこうなのではないかと議論をしてきたのですけれども、港をつぶさに職員とも観察をすることによって、もう少し横浜らしい都市景観につながる臨海部づくりができるのではないかということはいろいろ議論をいたしました。都心部の中で水際線の磨き上げをすることがさらに存在感を高めて国内外から注目される都市づくりに貢献すると考えております。

今回は水際線と町なかの回遊性を高めるために案内サインの設置などを計上させていただきましたが、今後、歩行者空間の整備、そして夜間景観の形成などを検討しております。こうした整備をより一層のスピード感を持って推進し水際線がより魅力的に変わっていく姿を市民の皆様に実感できるようにしたいと考えております。

以上、小松議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問につきましては副市長等から答弁をいたします。

○議長（渋谷健君）佐藤副市長。

〔副市長 佐藤広毅君登壇〕

○副市長（佐藤広毅君）市第43号議案、市第44号議案及び市第50号議案について御質問をいただきました。

横浜市づくり推進基金設置の狙いでございますが、本基金は特定の区での活用を希望される寄附の申出に対して寄附者のお気持ちに寄り添いながら寄附金を着実に受入れ、複数年度での柔軟な活用等を可能にするため設置するものでございます。受け入れた寄附金につきましては、区における市民サービスの向上や地域課題の解決に資する事業に効果的に活用してまいります。

横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金設置の狙いについてでございますが、スポーツ分野につきましても寄附者のお気持ちに沿って活用していくため基金を設置いたします。基金設置によりまして、既存事業の拡充はもとより施設の整備や大規模スポーツイベントへの充当など大規模な事業などへの活用にも幅を広げることで市民の皆様のスポーツ環境のさらなる充実につなげてまいります。

文化基金条例の一部改正で期待する効果ですが、基金の用途を拡充することで美術品購入に加えまして文化に関する幅広い事業の推進や老朽化した施設の修繕等に年度を超えて活用することができるようになります。これにより寄附のタイミングにかかわらず寄附する方のお気持ちに沿った活用につなげができるものと考えております。

市第46号議案及び市第47号議案について御質問をいただきました。

情報公開システムの機能ですが、開示請求に関する閲覧や手数料納付等の手続が御自宅のパソコンやスマートフォンなどオンラインで行えるようになりますと利便性が向上いたします。また、情報提供機能を具備し、開示請求が多く不開示となる情報がない行政文書などは、あらかじめシステムにアップロードすることで開示請求を経ずに無料で取得することが可能となります。

保有個人情報の写しの交付手数料の考え方ですが、情報公開条例で規定しております電磁的記録をオンラインで交付する場合と同額といたします。具体的には、ページ数がある電磁的記録については紙で写しを交付する場

合と同様に1ページ10円といたしまして、ページ数がないものについては1ファイル210円といたします。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（渋谷健君）下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君）市第72号議案について御質問をいただきました。

停電に備えた体育館空調の整備についてですが、多くの体育館にガスを熱源とした空調機器を整備をしております。避難所に指定されている学校では少なくとも1台は発電機を内蔵したものとしております。これによりまして空調設備の半分程度が稼働でき、一定程度の室内環境が確保できると考えておりますのでこの取組をしっかりと進めてまいります。

師岡小学校で試行実施をした断熱改修の内容についてですが、師岡小学校では、市会での議論も踏まえまして、最上階の教室の天井裏への断熱材敷き込みと窓への遮熱カーテンの設置を試行的に実施をいたしました。改修を行っていない教室と比較をした結果、室温が約3度低くなり、空調の効き具合が改善するなど断熱改修の効果を確認しております。

小中学校断熱改修事業で行う具体的な内容についてですが、検証結果を踏まえまして、暑さによる教室の状況や授業への影響を確認した上で専門家の意見も取り入れて進めております。具体的には、最上階の教室におきまして天井裏への断熱材の敷き込みや遮熱カーテンの設置を行います。さらに、教室の換気を自動制御し換気効率を高めるセンサーの設置も予定しております。

小中学校断熱改修事業のスケジュールについてですが、断熱化改修は暑くなる前に実施をしていくことが必要だと考えます。そのため債務負担行為を設定いたしまして前年度から準備を進めてまいります。現在は全ての学校で令和11年の夏前までの完了を目指し、断熱材や遮熱カーテンのメーカー、施工業者との調整を行っております。こうした取組により児童生徒が快適な環境で学べるよう計画的かつ確実に進めてまいりたいと思います。

図書館リノベーションの目的ですが、本市図書館は、老朽化に加え近年他都市で整備された図書館に比べてみると狭隘で閲覧席が少ないという課題がございます。今回のリノベーションでは読書や調べ物をされる方、お子様と一緒に絵本を選んだり読んだりされる方など図書を介して様々な活動をされる皆様にとって図書館が居心地のよい場所になるよう目指してまいります。

再整備が必要な地域館もあるとのことです、地域図書館の老朽化や狭隘化、最寄り駅などからのアクセス性等の課題を抜本的に解決するために順次再整備を行っていくことが必要だと考えます。整備された時期や建物の老朽化状況等も踏まえ、地域図書館の所在する周辺エリアのまちづくりの進捗も考慮して、周辺のほかの公共施設との複合化なども勘案しながら進めてまいりたいと思います。

港北図書館の再整備への意気込みですが、港北図書館は築60年を超えており、市立図書館の中で最も古く施設環境の改善は喫緊の課題だと認識をしております。そこでまず、閲覧席の改善等のリノベーションを行い利用者の皆様の御要望に対応します。あわせて、今年度から着手をしている再整備の検討をしっかりと進め、時代の変化に対応し市民の皆様の新たなニーズに合った港北図書館に生まれ変わらせていくたいと考えております。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（渋谷健君）次に、中島光徳君。

〔中島光徳君登壇、拍手〕

○中島光徳君 私は、公明党横浜市会議員団を代表し、本市会定例会に提案されております議案のうち市第43

号議案、市第 44 号議案、市第 50 号議案、市第 52 号議案、市第 53 号議案、水第 4 号議案、市第 67 号議案並びに市第 72 号議案に関連し山中市長、佐藤副市長及び下田教育長に質問いたします。

初めに、市第 43 号議案横浜市區づくり推進基金条例の制定について伺います。

私の地元の戸塚区では令和 7 年度から区役所初のクラウドファンディングを実施しています。内容は柏尾川桜並木の改修工事に向けたもので、ふるさと納税の民間ポータルサイトを活用し一定期間に集中的に寄附を募集したところ目標金額の 700 万円を達成するとともに、それを大きく上回る 1161 万 9000 円の御寄附をいただくことができました。こうした特定の区での取組を応援したいという方も多いのではないかと考えています。今回の横浜市區づくり推進基金の設置により寄附金の複数年度での活用など区におけるより計画的な事業の実施が可能となり、お住まいの区に誇りや愛着をお持ちの方をはじめ多くの方々の思いを受け止め実現する可能性が広がるものと期待しています。一方、横浜市には社会福祉の分野で市が行う事業に活用する横浜市社会福祉基金や市が行う GREEN×EXPO 2027 に関する事業に活用する横浜市 GREEN×EXPO 2027 推進基金など目的に沿って 22 の基金が設置されています。

そこで、横浜市區づくり推進基金はどのような事業に活用するのか、副市長に伺います。

基金の設置により区への寄附の受皿を整えましたが、条例の目的を達成するためには実効性のある仕組みにしていかなければなりません。そこで、条例の目的を達成するためどのように取り組むのか、市長に伺います。

横浜市區づくり推進基金は、特定の区での活用を希望する寄附について柔軟に活用できる基金として大変有意義なものであると考えます。先ほど紹介した戸塚区の取組では御寄附をいただいた方のお名前などを銘板に記載しています。このように真心でいただいた寄附については御礼の心、気持ちをきちんと届けるとともに今後有効に活用していただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、市第 44 号議案横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金条例の制定及び市第 50 号議案横浜市文化基金条例の一部改正について伺います。

スポーツ、文化の振興を持続可能なものとしていくためには財源の多角的な確保が不可欠となっています。日本では寄附文化が定着していないと言われる中で企業版、個人版ともにふるさと納税を活用した寄附は全国的にも増加傾向にあります。今回新たな財源確保として寄附金を活用するため市第 44 号議案においては横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金条例の制定、市第 50 号議案においては横浜市文化基金条例の改正の議案が提出されているという動きは評価しています。

そこで、どのような事業で活用するために基金を設置、改正するのか、副市長に伺います。

特にスポーツ分野では本市に本拠地を置くプロスポーツチームを支える市外のスポンサー企業も多数に上ります。このような本市の特徴を踏まえて今年の第 1 回定例会予算関連質疑でも私からスポーツ分野における企業版ふるさと納税の活用可能性について言及、提案をしましたが、ようやく本市でも実際に活用していくための制度が整うことになります。今回設置する基金を活用した事業を着実に進めていくためには、企業からの寄附の申出を待つだけではなくより積極的に寄附を募っていく必要があると考えます。

そこで、スポーツ関連事業での活用を目的とした企業版ふるさと納税の獲得に向けてどのように取り組んでいくのか、市長に伺います。

財源確保策として民間企業の力を行政運営に生かす仕組みとして企業版ふるさと納税は有効であると考えます。今回のような動きが全庁的に広がり積極的な活用が行われることを期待して、次の質問に移ります。

次に、市第 52 号議案横浜市児童相談所条例の一部改正について伺います。

これまで横浜市の中央児童相談所に幾度か足を運び、職員に話を伺いながら子供や家庭に対する支援の現場が抱える課題を実感してきたところです。本市の児童虐待相談対応件数は令和6年度は9365件となっており非常に多い傾向が続いています。これだけの件数がある中で一件一件状況は異なり、求められる対応も千差万別です。家族再統合や施設等への入所に向けては困難な折衝も多く、職員の負担も大きくなっていると聞いています。さらに、児童相談所は虐待相談及び対応のほか、虐待以外の養育に関する相談、障害相談、非行相談など子供に関わる多様な相談を受けています。このような中、市内5か所目となる東部児童相談所がいよいよ開設されることにより児童虐待対策の充実強化につながることを期待しています。

そこで、東部児童相談所開設による児童虐待対策への効果について市長に伺います。

児童相談所では、児童福祉司や児童心理司をはじめとした職員に専門的な知識、技術を身につけるための研修を行っています。しかし、知識、技術だけがあっても十分な力を発揮することはできません。難しい対応が多い中、個々の職員の力をいかんなく発揮するには組織として職員同士が協力して対応することが不可欠です。そのため児童相談所には使命感を持った職員が前を向き全力を発揮できる環境が求められると考えます。

そこで、子供を守るために児童相談所の職員が一丸となって力を発揮できる組織風土を醸成すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

近年では若い職員が増えていると聞いていますが、経験のあるベテラン職員から若い職員に知識、技術が伝承され、子供の安心安全を守る取組を一層進めていただきたいと考えます。そして、東部児童相談所開設を契機とした本市の児童虐待対策がさらに充実し、我が党が政策としても掲げている安心安全に暮らせるまち横浜に寄与していくことを期待し、次の質問に移ります。

次に、市第53号議案横浜市下水道条例の一部改正及び水第4号議案横浜市水道条例の一部改正について伺います。

令和6年能登半島地震においては、水道の応急復旧のため一般社団法人横浜建設業協会及び横浜市管工事協同組合に御協力いただき、現地で水道局職員とともに活動を行っていただきました。その成果もあり公設の水道管の復旧は進んだものの宅内の給水管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。また、水が使用できても排水設備の復旧が遅れ下水道管に接続できず、トイレが使用できない状況が長期化しました。これは地元の工事店自身が被災することなどにより宅内の給排水設備の工事を行う指定工事店等が不足したことが主な原因です。これに対し2つの条例の一部改正により本市において災害その他非常の場合に他都市の指定工事店等が宅内での工事を行うことができるようになります。

そこで、条例の一部改正により市民にどのようなメリットがあるのか、市長に伺います。

災害や非常の場合など万が一に備えることはとても大切だと思います。また、水道と下水道が同時に使用できることで市民生活を送ることができることから、水道条例と下水道条例が同時に一部改正されることはとても意義があるものと考えます。今後も一層上下水道が連携して取り組むことを期待して、次の質問に移ります。

次に、市第67号議案横浜市三殿台考古館等の指定管理者の指定について伺います。

横浜の歴史文化は地域に育まれ今まで守られてきた貴重な財産です。本市会定例会に横浜市三殿台考古館等の指定管理者の指定について議案が提案されていますが、これらの博物館は、市民の皆様が横浜の歴史文化に触れることのできる場として非常に大切な役割を担っています。指定管理者制度とは、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応し市民サービスの向上等を図るために民間の能力を活用する仕組みです。本指定管理者の選定に際し高度の専門性や調査研究の継続性などの観点から非公募かつ指定管理期間は10年間としていると

のことですが、指定に当たってはこれまでの実績をしっかりと検証することが重要です。

そこでまず、現在の指定管理期間であるこれまでの 10 年間における横浜市三殿台考古館等の運営の評価について教育長に伺います。

私の地元である戸塚区では、旧東海道の宿場である戸塚宿や民俗文化財のお札まき、大わらじなど地域で大切に守られてきた歴史文化があります。市内にもこうした文化財が多くあり、身近な文化財に触れその価値や背景について学びを深めることは横浜の歴史への理解を深め地域への誇りを持つことにつながります。独自に育まれてきた横浜市の歴史文化の魅力を広く伝え次の世代へ受け継いでいくため博物館の役割は大変大きいと感じます。

そこで、本市における博物館の果たすべき意義について市長の見解を伺います。

博物館は市民の学びや文化の継承を支える重要な役割を果たしています。次期指定管理期間においては、市民ニーズに柔軟に対応し横浜の歴史文化の魅力や価値をさらに高める取組を期待します。また、市としても指定管理者と連携し施設の老朽化対応や収益の向上、文化財行政の持続可能性の確保など重要課題の解決に積極的に取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、市第 72 号議案令和 7 年度横浜市一般会計補正予算（第 3 号）の小児医療費助成事業について伺います。

本市の小児医療費助成事業は、平成 4 年に我が党が乳幼児医療費の無償化を初めて提案したことを契機に平成 7 年 1 月にゼロ歳児のみを対象としてスタートしました。その後、対象年齢の拡大や所得制限の緩和など段階的に充実が図られ、令和 5 年 8 月には所得制限と一部負担金を完全に撤廃し、現在では中学校三年生までの医療費が無償となっております。我が党は子育て応援トータルプランを掲げ 18 歳までの子供の医療費無償化を目指しており、8 月には自由民主党とともに 18 歳までの無償化の早期実現に向けて取り組んでいただくよう要望書を提出いたしました。また、さきの第 3 回定例会では我が党の木内議員から開始時期について質問し、市長からは令和 8 年度中に実施するとの答弁をいただきました。今回補正予算案を提出したことで対象年齢拡大の早期実現に向かうものと考えています。

そこで、18 歳までの対象年齢拡大の早期実現に向けた工夫について市長に伺います。

18 歳までの無償化を 2 期目の公約に掲げ早期実現を目指されたことは子育て世代に少しでも早く安心を届けたいという市長の強い思いの表れだと受け止めています。そこで、対象年齢の拡大の早期実現に向けた意気込みについて市長に伺います。

18 歳までの対象年齢の拡大を実現するということで、平成 4 年から我が党が一貫して取り組み 30 年以上段階的に積み上げてきた小児医療費助成事業が一つの完成形を迎えるものと感じています。子育て世代の大きな期待に応えるため着実に実現していただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、市第 72 号議案令和 7 年度横浜市一般会計補正予算（第 3 号）の水際線のまちづくりについて伺います。

本市は昨年、日本新三大夜景都市に首都圏で初めて認定され国際的な観光都市としての存在感がさらに高まっていると感じています。今年も本日から都心臨海部のまち全体を舞台にヨルノヨが始まります。ヨルノヨをはじめ横浜ナイトフラワーズなどのナイトコンテンツが一体的に行われていることが多くの来街者からの高い評価につながっていると聞いています。水際線エリア周辺には中華街や馬車道などの魅力的な商店街や横浜スタジアムなどの集客施設が集積しています。水際線を訪れる人々が夜だけではなく昼も周辺のまちや魅力的なスポットを巡り、その魅力を体感してもらえるような仕掛けが重要だと考えています。今回の補正予算で計上されている案内サインの設置を契機として水際線や周辺エリアで人の流れを生み出し回遊性を高めていく取組を進めていくことが必要です。

そこで、水際線のまちづくりを契機にまちへの回遊性を高める取組をさらに推進していくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

水際線のまちづくりを進めることで多くの来街者を呼び込み、訪れた方々が水際線やまちを行き交う日常を実現しにぎわいと活気あふれるエリアへと発展させていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、議第 72 号議案令和 7 年度横浜市一般会計補正予算（第 3 号）の体育館空調設備設置事業について伺います。

体育館の空調整備は我が党が以前より要望を行い進めてきました。現在は令和 11 年度までに整備を完了するとして計画が進められています。しかし、近年の夏の酷暑や災害時の避難所としての機能強化を考えるとより早期の整備が期待されるところです。

そこで、今回の補正予算案において体育館空調設備設置事業を計上した目的について教育長に伺います。

体育館空調は児童生徒が適切な教育環境で学び、学校生活を送ることができる設備であることに加え、災害発生時には避難者に少しでも快適な環境を提供する設備ですので早期の整備を要望します。また、給食室の空調整備、体育館や教室の断熱化などについても児童生徒や学校で働く方々のために進めていただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、市第 72 号議案令和 7 年度横浜市一般会計補正予算（第 3 号）の図書館ビジョン推進費について伺います。

我が党では、活字文化の振興や読書推進に図書館の機能拡充は欠かせないものとしてこれまで図書館サービスの充実を求めてきたところです。本年 2 月の予算代表質疑においても地域図書館は地域における市民の知的活動の拠点であり、豊かな市民生活を実現するために不可欠な場所であるとして地域館の施設環境を改善するためのリノベーションの必要性を申し上げたところです。今回、地域館 4 館を対象とするリノベーションの事業費の増額補正をすることですが、今回のリノベーションによって図書館がどのように変わらるのか、図書館リノベーションの内容について教育長に伺います。

地域館のリノベーションは本年度から始めた事業ですが、今回対象とならなかった地域館についても同様に時代の経過やニーズに応じて施設環境を改善していくことが必要です。そこで、ほかの地域館はどのようにリノベーションを進めていくのか、図書館リノベーション全体の進め方について教育長に伺います。

地域にとって身近な地域図書館の居心地が向上することで地域の知的活動の加速にもつながるのではないかと思います。各区の皆様にとって身近な地域図書館について早期にリノベーションを実施していただくことをお願いします。

近年、A I やデジタル技術の発展により私たちは多様な形で知に触れられることになりました。映像や音声、デジタルコンテンツなどを通じて知を体感することは知的好奇心や探究心を刺激し私たちの学びを豊かしてくれます。こうした新しい知との出会いと併せて図書や活字を通じた人間味のある知とのつながりも重要です。先日、宮崎県都城市で図書館が入っている複合施設を視察させていただきました。図書館のほかに子育て世代活動支援センターなどの機能も入っており、子供から大人まで多世代の市民が集う居場所となっていました。そのため図書館を目的とせずに来訪した市民の方も自然と本に触れることができ、図書との出会いが生まれる仕掛けとなっていました。このように市民が図書や活字に触れるきっかけをつくり、図書文化の発展につなげていくことが図書館に求められています。

そこで、市民に図書文化をより享受してもらうため図書館としてどのように取組を強化していくのか、教育長

に伺います。

これから新しい図書館は多様な知に触れ交流し新たな価値を生み出す場となり、まちの活性化にも貢献していくことが期待されますが、その知の一つとして図書も重要な役割を果たします。図書館の蔵書数を増やし、また、市民に身近な地区センターの蔵書も市の図書としてデータベース化するなどし、市民の図書との出会いを創出し図書文化の発展につなげられるよう取組をお願いして、質問を終わります。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 中島議員の御質問にお答えいたします。

市第43号議案について御質問をいただきました。

条例の目的を達成するための取組についてですが、区を特定した寄附のお申出はお住まいの区やゆかりのある区において大切な財産を使ってほしいという寄附者の思いが込められていると考えています。寄附者の思いに寄り添いながら基金を通じて寄附金を地域のニーズや市民の声に応える事業に有効に活用させていただき、事業の効果を地域の皆様にも実感していただけるようにしてまいりたいと思います。

市第44号議案及び市第50号議案について御質問をいただきました。

スポーツ関連事業での企業版ふるさと納税の獲得に向けた取組についてですが、スポーツ分野では、横浜マラソンをはじめとする大規模イベントの開催を通じて多くの企業の皆様と関係をつくってきました。また、横浜で活躍するトップチームを支援する企業との交流も多数ございます。こうしたスポーツ振興に理解のある企業の皆様とのネットワークは、第1回定例会での予算関連質疑でも御指摘いただいたとおり本市の強みそのものだと考えています。この強みを生かして積極的に御支援を今後もお願いしていきたいと思います。

市第52号議案について御質問をいただきました。

東部児童相談所開設による児童虐待対策への効果ですが、中央児童相談所の管轄区域のうち2区を東部児童相談所に分割することで児童虐待への緊急対応の迅速化をはじめ地域や関係機関と連携したよりきめ細やかな支援が可能になります。また、子供に関する相談場所が身近になり、市民の皆様の利便性の向上につながると考えます。さらに、定員超過が課題になっている一時保護所の定員の拡大によって入所児童の生活環境の改善を図ります。

子供を守るために児童相談所の職員が一丸となって力を発揮できる組織風土を醸成すべきとのことです、児童虐待対応など子供や保護者と向き合う職員の離職や燃え尽きを防ぐため経験5年以上のスーパーバイザーが経験の浅い職員に寄り添いながら支える体制整備を進めております。また、社会福祉職や心理職、医療職など多職種がそれぞれの専門性を生かしてチームで子供を支援することで引き続き職員が互いに協力して組織全体で子供を守る意識を高めてまいります。

市第53号議案及び水第4号議案について御質問をいただきました。

下水道及び水道条例の改正による市民のメリットについてですが、災害時に他都市の指定工事店等の復旧工事を認めることで給排水工事の専門業者が確保しやすくなる、また、復旧に要する時間の見通しがつきやすくなるなどによって被災した住居や地域の復旧が進み、市民の皆様の円滑な生活の再建につながるものと考えております。

市第67号議案について御質問をいただきました。

本市における博物館の果たすべき意義についてですが、本市の博物館は横浜の歴史文化を次世代へ継承するた

め資料の収集、保管、調査研究、展示、教育普及といった専門的な機能を担っております。こうした役割を通じて市民が歴史に親しみ、学びと誇りを育む生涯学習の拠点であり続けることは横浜の未来にとって大変重要であります。今後も市民に開かれた体験や交流の場として博物館の一層の魅力の向上に努めてまいります。

市第 72 号議案について御質問をいただきました。

小児医療費助成事業の対象年齢拡大の早期実現に向けた工夫であります。医療費助成システムの運用事業者と調整を行いまして改修に向けた要員の確保に取り組みました。さらに、今回市民の皆様の負担軽減のため申請を不要として、直接対象者の方にいわゆるプッシュ型で医療証を郵送させていただきます。こういった工夫を積み重ねたことで令和 8 年 6 月から早期に実現をしていきたいと考えております。

早期の実現に向けた意気込みであります。18 歳までの医療費の無償化はもっと子育てしたいまちを実現していくための大切な取組であると考えております。議員がおっしゃったとおり一つの完成形を迎えます。子育て世代の皆様の経済的な負担を軽減し安心して医療を受けられる環境をつくるための大切な施策でありますので、来年 6 月からの実施に向けて着実に準備を進めてまいります。

まちへの回遊性を高める取組をさらに推進していくべきとのことです。市民に優しい空間、来街者に優しい空間をつくることが重要です。横浜らしい港の景色や観光スポット等を案内するサイン、水際線エリアをつないでいく歩行者空間の整備などによってどの方にも優しい、そしてその先に歩みを進めたくなる水際線に磨き上げていきたいと考えております。様々な取組を重ねていくことによって横浜のまちを満喫できる様々な機会の創出にも努めてまいります。横浜らしい水際線のまちづくりの取組を引き続きスピード感を持って進めてまいります。

以上、中島議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの御質問につきましては副市長等から答弁をいたします。

○議長（渋谷健君）佐藤副市長。

〔副市長 佐藤広毅君登壇〕

○副市長（佐藤広毅君）市第 43 号議案について御質問をいただきました。

基金を活用する事業についてですが、区づくり推進基金は、主に寄附金を財源とし寄附者が希望する区における市民サービスの向上や地域課題の解決に資する事業に活用してまいります。区役所が主体となりまして寄附者の意向を伺いながら、区が実施する事業だけでなく関連する局の事業での活用も検討いたしまして現場の視点を踏まえた効果的な運用を進めてまいります。

市第 44 号議案及び市第 50 号議案について御質問をいただきました。

活用する事業についてですが、スポーツ分野では施設整備やイベント開催など市が実施する事業のほか、競技団体やスポーツチームが実施するスポーツを通じた地域課題解決事業などへの活用を想定しております。文化分野では文化振興事業や施設修繕の充実、三溪園の重要文化財の保全、臨海部での大規模イベント等での活用を想定しております。

以上、答弁申し上げました。

○議長（渋谷健君）下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君）市第 67 号議案について御質問をいただきました。

これまでの 10 年間における運営の評価についてですが、運営の効率化の取組に加えまして、各館が連携をした企画展の開催による魅力向上、学校との連携で昨年度は 674 校の訪問受入れを行い子供の学びの場として寄与

いたしました。また、オンライン講座の開催、約 20 万点の資料のデジタル化を進めるなど市民の皆様が横浜の歴史文化を身近に感じ、学ぶ機会の創出が図られるよう様々な工夫を重ねたと考えております。

市第 72 号議案について御質問をいただきました。

体育館空調設備設置事業を計上した目的ですが、整備完了の目標を令和 11 年度とし夏休み等を利用して工事を行う計画でしたが、近年猛暑日が常態化するなど異常気象が深刻化しております。熱中症等のリスクや授業への制約が懸念されております。そこで、夏までに工事が完了することを目指し設計を前倒しするということにいたしました。

図書館リノベーションの内容についてですが、地域館は老朽化や狭隘化などの課題を抱えております。利用者の皆様にとって必ずしも居心地のよい空間とはなっていないと思います。そこで、老朽度などの状況に応じましてレイアウト変更によるゆとりの空間の創出、あるいはデザインや機能性を重視した設備の導入等によりまして、これまでの図書館の雰囲気を一新し誰もが行きたいと思える空間にしていきたいと思います。

図書館リノベーション全体の進め方についてですが、今回提案をしている補正予算案により築年数の古い 4 館のリノベーションに着手をいたしますが、ほかの図書館も閲覧席、児童書フロア等の施設環境におきまして利用者の皆様から多くの声を寄せられているところでございます。そこで、他の図書館についても利用環境の改善に向けて建物の老朽度や市域内のバランスを取りながら順次リノベーションを進めてまいります。

市民の皆様に図書文化を享受してもらうための取組強化についてですが、本を読むことは多様な知に触れ学びを深める中で心を豊かにするものということとともに視野を広げ自身の可能性を広げるものであり、議員に御紹介いただいたのは恐らく宮崎県都城市のことをおっしゃっているのかと思いますけれども、これもすばらしい空間だと思います。図書館は本と市民をつなげる重要な役割を担っております。ニーズを踏まえた魅力ある蔵書の充実、心を引きつけるテーマ型の企画展示、気軽に参加できる体験型イベントの開催など図書に楽しく親しめる機会を一層創出をし図書を通じた学びの文化を広げていきたいと考えます。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（渋谷健君） 次に、田中ゆき君。

[田中ゆき君登壇、拍手]

○田中ゆき君 立憲民主党の田中ゆきでございます。会派を代表し、本市会定例会に上程されております議案のうち諮問市第 4 号、市第 43 号議案、市第 47 号議案、市第 50 号議案、市第 61 号議案、市第 72 号議案に関連し、中山市長、鈴木副市長、下田教育長に質問をいたします。

まず初めに、市第 72 号議案令和 7 年度横浜市一般会計補正予算（第 3 号）関連 5 件について質問いたします。初めに、小児医療費助成事業について伺います。

今回、小児医療費助成事業の 18 歳までの対象年齢拡大に向けた補正予算案が提出されました。本事業は子育て世代の負担軽減に資する重要な施策であり私ども会派としても要望してきたところで、対象年齢拡大を評価しています。これまで本市が対象年齢を 18 歳まで引き上げられなかった理由は財源の問題であり、今回の拡大により本市の負担は年間で約 23 億円増加するとのことです。いわゆる多摩川格差とも言われるように東京都と周辺自治体とでは財源規模に大きな差があり、様々な子育て施策を次々と講じる東京都に追随するためには多大な財源負担を強いられることになります。このような自治体間競争に陥ることは望ましくないと考えます。今回的小児医療費だけではなく給食費や保育料など多摩川格差が生じています。本来であればどこの自治体で子育てをしても格差なく安心して子育てできる制度が一律に整っているべきで、子供の医療費助成についても全国一律で

実施できるよう国が財源を負担すべきと考えます。

そこで、子供の医療費助成について全国一律で財源を負担するよう国へ強く要望していくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

約 23 億円の増加する負担を鑑みても持続可能な制度としていくために粘り強く国に対して要望することを求め、次の質問に移ります。

次に、体育館空調設備設置事業について伺います。

本市の小中学校の体育館空調設備の設置率は、武道場も含めると昨年度末で全国平均の 22.7%に対し本市では 17.8%と下回っています。東京都の設置率は 90.9%です。この状況もさきに述べた多摩川格差の一つですが、近年の酷暑を踏まえると子供たちの安心安全を守る教育環境を提供するために早急に体育館の 100%設置完了を実現しなければなりません。本市においては令和 11 年度に 100%設置完了を目標としているとのことです。今年度は来年度工事をする 80 校分の設計を進めているとのことです、追加で約 70 校分の設計を前倒しする補正予算を本議案で計上しています。まだ設計対象にもならない多くの小中学校があり、それら学校からもできるだけ早期に体育館の空調設備設置を求める声が絶えません。

そこで、設計を前倒しする学校数の考え方について教育長に伺います。

今回の設計の前倒しは大変評価していますが、やはりこの酷暑の中、設置完了時期については様々な工夫をしながら令和 11 年度からさらなる前倒しを目指すべきと考えます。そこで、空調設備設置の完了時期を早めていく工夫について教育長に伺います。

限られた予算、限られたリソースなど課題を乗り越え子供たちに安全安心な教育環境を提供できるよう一日も早い設置完了を要望し、次の質問に移ります。

次に、図書館ビジョン推進費について伺います。

今回の補正予算案では、地域図書館の老朽化対策や夏の酷暑対策として内装のリノベーションを行う 4 館が計上されています。今回、私の地元青葉区の山内図書館も着手されますが、港北図書館に次ぎ 2 番目に古い築 48 年を迎える施設であり、再整備も望まれているところです。建設当時に図書館に求められていた本を借りたいというニーズから約 50 年を経過した今、単に本を借りたいという目的以外に地域の皆様にとっての居場所や交流の場としての図書館に求められるニーズも多様化してきています。これらニーズに対応するためにも老朽化や酷暑対策といった内装のリノベーションだけでなく、再整備を行う必要があるのではないかでしょうか。

そこで、リノベーションを行った図書館は再整備を行わないのか、リノベーションと再整備との関係について教育長に伺います。

図書館は広く地域の皆様に御利用いただける施設です。とはいっても図書館御利用者の多くは読書を目的とされ、読書習慣のない方や本を借りる目的のない方にとっては身近にあっても遠い存在になっていると思います。デジタル化が進みデジタル機器でも手軽に読みたい本を入手し読めるようになりました。このような時代背景からも、さきに述べたような地域の皆様にとって図書館が居心地のよい居場所や交流の場としての機能を兼ね備えることが図書館の魅力を高め地域ニーズに応えることになるとを考えます。

そこで、リノベーションに当たっては御利用者や地域の声を反映し図書館の魅力向上を図るべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

再整備も望まれていますが、再整備があと 10 年後、20 年後になるか分からない状況です。ぜひ今回のリノベーションにより図書館が全ての地域の皆様にとって魅力ある居場所や交流の場となるよう取り組んでいただけ

ことを要望し、次の質間に移ります。

次に、水際線のまちづくりについて伺います。

今回の補正予算案では、町なかから水際線へとつながる主要な歩行空間である日本大通りと水際線が交差する象の鼻エリアに象徴となる案内サインを新たに設置する計画です。その狙いとして都心臨海部の魅力を高めるまちづくりの推進のため水際線と町なかとの回遊性を強化するとしています。今回の設置を皮切りに今後は水際線に6か所、計7か所の案内サインが設置される予定です。予算案 5000 万円の内訳として、7か所の設計費として 1000 万円、今回の象の鼻エリアの案内サイン設置に 4000 万円となっています。デジタルツールが普及している中、このようなアナログ式の案内サインを設置することについてはどのような役割や効果を見込んで設置するのか気になるところです。

そこで、新たに案内サインを設置する狙いについて副市長に伺います。

まちづくりを推進し回遊性を強化するために案内サインを設置するのですから、設置に当たってはそのエリアのまちづくりに関わってこられた方、地域にお住まいの方、来街者の方のニーズを捉え効果的で満足度の高い施策としていく必要があると考えます。そこで、来街者や地域の目線を取り入れた案内サインを設置すべきと考えますが、副市長の見解を伺います。

案内サイン設置により回遊性が高まり都心臨海部がより一層魅力あるまちとなることを期待しています。一方で案内サインの設置価格が適正か否か、また、設置後は設置して終わりではなくその効果を評価しデザインに工夫を加えていくなどより効果的な施策となるよう引き続き取り組んでいただくことをお願いし、次の質間に移ります。

次に、消防車両購入費について伺います。

今回の補正予算案では繰越明許費として消防車両 10 台分の購入費用が計上されています。近年トラックの骨格となる車体本体の供給が不安定となっており、各業界においても車両の調達が困難な状況で一部の消防車両についても年度内の納車が不可能とのことです。計画的に消防車両の調達ができないとなると、これまで 13 年で更新を行っている消防車両を延命させて使用することになります。古い消防車両を使用し続けることにより出場不能などのトラブルが発生するリスクが高まると考えます。私は、令和 6 年第 4 回市会定例会において納期が延伸することによる消防力への影響について質問をしました。市長からは点検や部品交換の頻度を高め消防力が低下しないよう努めていますとの答弁がありました。消防局では延命し使用している車両の整備について故障を発生させないよう予防的な対応を講じていることは承知しております。しかしながら、ここ数年、単年度で納車できず予算執行に支障を来すような状況が続いている。予防的なメンテナンスを行っていても古い車両はいつ何どきどこに不具合が生じるか分かりません。やはり消防力の影響が懸念されます。

そこで、消防車両を計画的に更新できるよう対応していくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

約 377 万人の命と暮らしを守る消防車両です。着実に更新し市民の皆様に安心を届ける消防体制を整備いただくことを要望し、次の質間に移ります。

次に、市第 61 号議案横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定について伺います。

はまかぜは、ホームレスの方をはじめ一定の住居を持たない生活困窮者の方に対し一時的な宿泊場所の提供や声かけ、相談などの支援を実施している施設です。議案に関連し路上生活からの脱却に向けた支援について伺います。様々な理由から住む場所を失い公園、道路、駅などの公共空間で路上生活を余儀なくされている方がいらっしゃいます。そのようなホームレスの方が安全安心な環境下で暮らせるようはまかぜや行政窓口など社会資

源につなげる取組が大変重要です。しかし、路上生活をしていると必要な情報が届かなかったり、必要としている支援につながらない状況があることが懸念されます。

そこで、ホームレスの方へ必要な情報を届け支援につなげるための具体的な取組について副市長に伺います。

近年、熱中症等で命を落とす方がいらっしゃるほどの酷暑、そしてこれからは寒さ厳しい凍死のリスクもある冬を迎えます。また、昨今、路上など公共の場において殺傷事件が発生するなどし、いつ事件に巻き込まれるかも予測が立たない状況です。路上で一人で寝泊まりしているホームレスの方々はまさに命の危険にさらされていると言っても過言ではありません。一方で行政はその状況に対し見て見ぬふりをしているのではなく、はまかぜ等と連携し支援につなげるための声かけ、相談など多岐にわたる努力をしています。しかし、どうしても長期間にわたり路上生活を続けざるを得ない方がいらっしゃいます。

そこで、ホームレスの方を支援につなげるための課題とその対応について副市長に伺います。

ホームレスになった背景には、倒産、失業等の仕事に起因するもの以外にも病気や障害など様々な要因が複合的に重なっている方もいらっしゃいます。高齢者、若者といった世代の違い、健康状態、家庭状況などホームレスの方の置かれている状況によって必要とされる支援も異なります。そのためお一人お一人に丁寧に寄り添い路上生活から脱却するための支援、さらには支援につながった後も再びホームレスにならないよう個々の背景を捉えた継続的な支援を行う必要があると考えます。

そこで、路上生活からの脱却に当たっては生活自立支援施設等において個々の状況に応じ丁寧に寄り添った支援が必要と考えますが、副市長の見解を伺います。

苛酷な環境下で暮らし命の危機にさらされているホームレスの方の命を守る取組をはまかぜとともにより一層力を入れて取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、市第47号議案横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について伺います。

私は、令和6年10月の決算第二特別委員会市民局別審査において個人情報の安全の管理のための適切な措置について横浜市ではどのように講じているのか質問しました。具体的なルールを定めて措置を講じているとの答弁に対し私は、ルールを定めるだけでなく様々な機会を活用し全職員にルールを徹底することを併せて要望しました。今回の条例改正では、個人情報を取り扱う事務の委託について、これまで本市の個人情報保護審議会に全件報告していたものを一定の人数を超える個人情報を取り扱う委託や漏えい等をした場合に個人の権利、利益を害するおそれが大きいものに限定するというものです。つまり、全件報告でなくなることで個人情報保護審議会にて審議されない案件が発生するということになります。

そこで、委託業務に關わる報告範囲を変更する目的について副市長に伺います。

全職員に個人情報管理の徹底を要望してきた私としては、委託先においても同様に漏れなく審議を徹底すべきと考えます。審議されない案件が発生することで委託先の個人情報の保護が脆弱になってしまわないか大変危惧しています。

そこで、報告対象でなくなる委託先の個人情報が引き続き適切に保護される仕組みづくりが必要と考えますが、副市長の見解を伺います。

また、個人情報の安全管理という観点では、現在開発している情報公開システムについても同様と考えます。これまで対面開示のみであった保有個人情報についてオンライン開示ができるようになります。オンラインで開示できるようになり利便性が高まる一方、情報機器端末を使用することによる漏えいのリスクも高まります。例えば家族で共有の端末を利用している場合などは他の家族に見られたくない情報を見られてしまうリスクもあ

ります。

そこで、オンライン開示についてはとりわけ開示請求者に情報管理の重要性とリスク管理について情報提供していくべきと考えますが、副市長の見解を伺います。

市民の皆様から信頼される市政にするために、市民の皆様の安全安心のために時代の潮流を捉えた個人情報の管理を徹底いただくことを要望し、次の質間に移ります。

次に、市第 50 号議案横浜市文化基金条例の一部改正について伺います。

今回の改正は、これまで文化基金の活用が文化施設の建設と美術資料の収集に限られていたものに新たな用途を拡充し、文化事業に関する事業や文化施設の修繕等にも基金を活用できるようにするものです。本改正は新たな財源確保に資することを目的としています。その目的を達成するには、条例を改正することはもちろんのこと、条例改正後における寄附金の受入れをより一層推進していく取組が重要となってきます。これまでの文化基金は年間約数十万円から多いときで一千数百万円の寄附額とのことで、その額では本市の文化施設の建設や修繕、美術資料の収集、さらには文化事業を推進していくには十分とは言えません。この基金はふるさと納税を活用しているため横浜市外の方々からの御寄附が大いに期待されるところです。そのためには本市の文化事業や文化施設を多くの市外の皆様にも知っていただき、御利用いただき、応援いただけるよう働きかけを行っていくことが重要です。

そこで、本条例改正を契機に寄附金の確保に積極的に取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

横浜には魅力的な文化資源が豊富にあります。そのポテンシャルを最大限に生かし文化分野の発展に活用できる財源確保に力強く取り組んでいただくことを要望し、次の質間に移ります。

次に、市第 43 号議案横浜市区づくり推進基金条例の制定について伺います。

横浜市区づくり推進基金条例による新たな基金の設置は、区で受け入れた寄附金を寄附者の御意向に寄り添いながら複数年度で計画的、効果的に活用できる大変有効な取組です。暮らしをともにした区やゆかりのある区で自分や亡くなった家族の財産を役立ててほしいといった寄附者の方の御意向を受け止める仕組みであります。そのためまずは市民の皆様をはじめとして広く知っていただくことが重要です。

そこで、横浜市区づくり推進基金への寄附をどのように広報していくのか、副市長に伺います。

今年 6 月には保土ヶ谷区にお住まいだった方から、障害者の支援活動への援助としてという趣旨で保土ヶ谷区に遺贈寄附をいただきました。現在、寄附者の方の御意向を踏まえながら保土ヶ谷区で活用を進めているとのことです。遺贈寄附や相続寄附は各区局でも現在いただいている状況があります。今後は、相続人がいらっしゃらない方や社会貢献を考えている方などから遺贈寄附や相続寄附のお申出が増えてくることが推察されます。

そこで、区において遺贈寄附や相続寄附についても広報に努め区の発展のために有効に活用することが重要と考えますが、市長の見解を伺います。

御寄附の御意思のある方や御寄附を検討されている方へ必要な情報が届き寄附につなげ有効に活用していく取組は今後より一層重要となってきます。本基金の設置を機に各区における寄附の受入れが促進される仕組みづくりにも取り組んでいただくことを要望し、最後の質間に移ります。

最後に、諮問市第 4 号退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について伺います。

本審査請求は、当時本市の教諭だった審査請求人が児童に対するセクシュアルハラスメント行為により懲戒免職処分を受けたことに伴い教育委員会が行った退職手当不支給、制限処分を不服として申し立てたものです。昨今、子供への性暴力やセクハラのニュースが連日のように報道され、当然ながら社会の目はそれら行為に対し大

変厳しくなっています。とりわけ教育現場においては子供の尊厳や安全が守られることが大前提であるにもかかわらず子供たちへそれら行為が及ぶことは決してあってはならないことです。しかし、本市においても残念ながら児童生徒へのわいせつ事案が発生し本市の教育に対する信頼を失墜しています。

多くの教員は真摯にひたむきに子供たちに向き合い情熱を持って教育に取り組み、子供たちの健やかな成長と未来への希望を育んでいます。だからこそ一部の教職員による不適切な行為により教育への信頼を大きく損なうことは決して許してはならないことです。子供にわいせつな行為やセクハラを行った教員は二度と教壇に立つことはあってはならないというのは、保護者の皆様だけではなく市民の皆様の切実な思いではないでしょうか。横浜市の教育公務員の懲戒処分に関する指針では児童生徒へのわいせつ行為は免職とするとしていますが、セクハラの場合は免職または停職とすると定めています。私は、子供たちが安心して学べる環境を守るために、また、将来において深い心の傷を負わぬためにセクハラ行為に及んだ教員を再び教育現場に戻してはならないと考えます。

そこで、児童生徒へのセクハラを行った場合の懲戒処分も厳罰化すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

しかし、厳罰化だけでは問題が解決するわけではありません。セクハラ行為をした人の中にはセクハラに対する無知や無自覚から自分の行為を全く悪いと思っていない、問題ないと思っている人がいます。教育現場からセクハラ行為をなくしていく取組はこれ以上被害児童生徒を増やさないために不可欠です。子供たちが安心して学べる環境を守ることは教育行政の最も重要な使命です。厳罰化の検討と合わせより実効性のある再発防止策を徹底して講じていただくことを強く要望し、質問を終了いたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 田中議員の御質問にお答えします。

市第 72 号議案について御質問をいただきました。

子供の医療費助成について財源負担を国に要望していくべきとのことです、子供の医療費助成については全国一律で実施すべきです。国が制度と財源に責任を持って全国一律の医療費助成制度を構築すべきであるという考えは従来から変わっておりません。引き続きあらゆる機会を通じて国に対して要望を行ってまいります。

消防車両を計画的に更新できるよう対応すべきとのことです、消防車や救急車の確実な運行は市民の皆様の安全安心な生活のために何よりも重要です。自動車業界における車両の供給体制の動向などを注視しつつ計画的な更新が可能となるよう複数年契約による調達の検討を含め必要な対策を講じてまいります。

市第 50 号議案について御質問をいただきました。

寄附金の確保に積極的に取り組むべきとのことです、本市の文化施策の一層の充実を図っていくためには寄附金をはじめ多様な財源の確保が重要です。横浜みなとみらいホールや横浜美術館には市外から多くの方にお越しをいただいております。こうした本市の文化事業に関心をお持ちの方々や既に本市の文化事業に御協賛をいただいている企業の皆様に積極的に御支援をお願いしていきたいと考えております。

市第 43 号議案について御質問をいただきました。

区において遺贈や相続寄附の広報に努め有効に活用することが重要とのことです、故人の遺志を区役所がしっかりと受け止めて、その思いに寄り添いながら寄附金を地域の未来のために大切に活用して地域の皆様に効

果を実感していただくことが重要であります。御相談をお受けする職員の理解を深めるとともに区においても寄附の活用先や手続などについて丁寧な広報に努めてまいります。

以上、田中議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問につきましては副市長等から答弁をいたします。

○議長（渋谷健君）鈴木副市長。

〔副市長 鈴木和宏君登壇〕

○副市長（鈴木和宏君）市第72号議案について御質問をいただきました。

水際線に新たに案内サインを設置する狙いですが、高さや色、照明などのデザインが工夫されたシンボリックなサインを設置し、周辺の観光スポットなどを分かりやすく案内することで多くの人の目に留まり、新しいまちの魅力を発見する機会を提供してまいります。水際線から町なかへ足を運ぶきっかけをつくり、都心臨海部のさらなるにぎわいを創出してまいります。

来街者や地域の目線を取り入れるべきとのことですが、水際線まちづくりのコンセプトプラン策定における市民意見の募集や地域の皆様との対話を通じましてニーズを丁寧に把握しサインをはじめ全体のまちづくりに反映してまいります。これにより水際線の魅力を総合的に高め市民の皆様が誇りを持ち多くの人が訪れたくなるような横浜ならではの水際線を目指してまいります。

市第61号議案について御質問をいただきました。

ホームレスの方へ必要な情報を届け支援につなげる取組ですが、横浜市生活自立支援施設はまかぜでは市内全域を対象に巡回相談を実施しております。巡回相談員がホームレスの方が滞在している場所を直接訪問し福祉制度やはまかぜの利用案内を行っているほか、状況に応じて区役所の福祉専門職による相談につなげております。また、若者やスマートフォンを所持している方を対象にSNSを活用し施設での支援内容等について発信しております。

支援につなげるための課題と対応ですが、ホームレスの方の中には人間関係や社会生活がうまくいかず、生きづらさから社会との関わりを拒みすぐに支援につながらない方もいらっしゃいます。巡回時には区役所と連携し本人の意思を尊重しながら時間をかけて関係を築き粘り強く働きかけを行っております。また、巡回時に看護師が同行し健康状態に応じて医療機関の受診勧奨を行うなど体調面に配慮した対応を行っております。

路上生活からの脱却に当たっては個々の状況に応じた寄り添った支援が必要とのことですが、横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画では、年齢や性別、障害の有無など多様な背景を踏まえた支援を目指しております。支援の要であるはまかぜではお一人お一人の状況に応じた支援計画を策定し、就労支援や福祉制度の利用等につながるようきめ細かな支援を行っております。引き続き路上生活の脱却に向けて寄り添った支援に力を入れてまいります。

市第47号議案について御質問をいただきました。

委託業務に係る報告範囲を変更する目的でございますが、漏えい等が発生した場合に個人の権利利益を害するおそれが大きい委託案件に絞り議論を深めることで効果的な措置を講じることができるよう報告範囲を変更するものでございます。

審議会への報告対象でなくなる委託案件の個人情報保護の仕組みづくりが必要とのことですが、これまでどおり個人情報に関する安全管理措置の報告を求めていくほか、管理状況について本市職員が委託先の現地調査を行うことで適切な措置を講じてまいります。また、報告対象外の委託案件についても個人情報保護のために必要と

判断されるものにつきましては審議会への報告を求めてまいります。

オンライン開示における情報管理の重要性とリスク管理について情報提供をしていくべきとのことですが、オンライン開示の開始後も従来どおり対面による開示を選択できます。また、開示請求の受付時などにシステム利用時のリスクをお伝えするとともに適切に情報管理をしていただくよう丁寧にアナウンスをしてまいります。

市第43号議案について御質問をいただきました。

横浜市づくり推進基金への寄附の広報についてですが、寄附先の選択肢として広く市民や市外にお住まいの皆様に知っていただくため、広報よこはまや市や区のウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を行います。また、区役所においてはチラシを配布するほか、寄附を希望される方への丁寧な御案内や相談対応をしっかりと行ってまいります。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（渋谷健君）下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君）市第72号議案について御質問をいただきました。

体育館空調の設計を前倒しする学校の数の考え方についてですが、可能な限り前倒しする方向で施工業者や設計関係者と協議するとともに学校と施工時期を調整した結果、68校の前倒しが可能となりました。これらの学校では令和9年の夏前までに工事を完了し暑い時期に空調ができることとなります。

空調設置の完了時期を早めていく工夫についてですが、これまで主に夏休み、冬休みを活用して工事を行ってまいりました。新たに春休みも活用することといたしました。春休みの前後には卒業式や入学式がございますのでその間は工事を一時的に止めるなど工夫をしながら、年間を通じてより多くの工事が発注できるように体制を整えてまいります。

各区の図書館、地域館のリノベーションと再整備の関係についてですが、地域館は新しいもので30年、古いものでは築後60年以上が経過しております。老朽化等の課題を抜本的に解決するためには順次再整備していくことが必要ですが、検討を着手してから完了までにやはり一定の時間を要することになります。そこで、利用者の皆様から多くの要望が寄せられている閲覧席や児童書フロアの改善など早期の対応が必要なものを中心にリノベーションを行い、再整備に先行してこれを行うことで居心地のよい空間づくりを行ってまいりたいと思います。

リノベーションへの利用者や地域の声の反映ですが、現在デザイン設計を進めている戸塚図書館、金沢図書館では市民アンケートや利用者懇談会などで設計等に反映する貴重な声をいただいているところでございます。今後も地域や利用者の皆様の声をお聞きし、現在御利用されている方はもちろんこれまで利用されていなかった方にもお越しいただけるような図書館になるように進めてまいりたいと思います。

諮問市第4号について御質問をいただきました。

セクハラの懲戒処分の厳罰化についてですが、原則として教職員による児童生徒へのセクハラに対しては、再び本市の教壇に立つことがないように厳正に対処していきたいと思います。嫌がらせや迷惑行為などのハラスメントというのが幅が広い概念になりますので、処分水準を一律に規定することはなかなか難しい側面はございますが、日本版D B S法が来年12月に施行されるなど社会の動向も踏まえまして再発の防止と併せて今後も厳しい処分を徹底してまいりたいと思います。

以上、御答弁を申し上げました。

○議長（渋谷健君）発言者がまだ残っておりますが、この際暫時休憩いたします。

午後0時25分休憩

午後1時26分再開

○副議長（尾崎太君）現在着席議員数は71名であります。

○副議長（尾崎太君）休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長（尾崎太君）質疑を続行いたします。

柏原すぐる君。

〔柏原すぐる君登壇、拍手〕

〔「頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○柏原すぐる君 鶴見区選出、日本維新の会・無所属の会の柏原すぐるです。提出議案について順次質問をしてまいります。

まず、市第43号議案横浜市づくり推進基金条例の制定について伺います。

我が会派はこれまで区の権限強化や予算配分の拡充を求めてきました。よって、基金設置により区の事業運営に柔軟性が生まれる点を歓迎いたします。一方で柔軟性を生かすためには区が新たな取組を形にしやすい環境整備が欠かせません。午前にも御紹介がありました戸塚区の桜並木保全プロジェクトのような行政型クラウドファンディングは好事例の一つですが、こうした手法の全区展開には市による後方支援の充実が不可欠です。

そこで、基金の効果を最大限発揮するため区の主体的な資金確保の取組を後押しする仕組みづくりを市として強化すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、市第49号議案横浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正について伺います。

第26期審議会の答申では、子供の頃の運動習慣が成人後のスポーツ実施率を高めるとの分析が示され、体を動かす楽しさを体験し生涯にわたりスポーツに親しむ意欲を育むことが重要と指摘されています。一方、家庭の経済状況や地域環境により子供がスポーツに触れる機会に格差があることも一般に言われております。中山市長はラグビーをされていたというふうに承知をしておりますが、どのようにお考えでしょうか。私自身も週末は子供たちとサッカーをしておりますが、機会の格差は何とかならないものかと常々思っております。

そこで、子供たちがスポーツに触れる機会の拡充に向けました市長の課題認識をお伺いいたします。

また、同答申では部活動の地域展開について横浜ならではの地域資源を生かした体制づくりが期待をされています。学校に加え地域クラブや指導者、ボランティアなど多様な主体が関わる横浜型の地域スポーツ体制を構築するには市長のリーダーシップが不可欠です。そこで、持続可能な部活動の実施に当たっては市長御自身がぜひ先頭に立ち地域のスポーツ人材や団体との連携を強化すべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

次に、市第51号議案横浜市中央卸売市場条例の一部改正について伺います。

令和2年に策定された横浜市中央卸売市場経営展望では、同年の卸売市場法改正を受け規制緩和により取引の自由度を高め生鮮食料品の取扱量を増加させると明確に掲げておりました。ところが、5年が経過した現在では

横浜市上場本場において取扱量は実質的に減少しています。本市は約 100 億円を投じて施設整備を進めるなど無策ではありませんが、今後の戦略や方向性が心配されます。

そこで、経営展望において増加を目指していた取扱量が減少となったことへの市長の認識をお伺いをいたします。

また、横浜市場の取扱量が実質的に減少している現状を踏まえ、集荷力強化や取引拡大に向けました市長のお考えについて伺います。

市場は市民への安定供給を担う公共インフラであり、卸、仲卸業者の経営基盤が弱まれば市場機能そのものが揺らぎます。市場機能の維持強化のために卸、仲卸業者の経営環境に対して市場開設者としてどのような責任、役割を果たしていくのか、市長の見解をお伺いをいたします。

次に、市第 52 号議案横浜市児童相談所条例の一部改正について伺います。

本議案の趣旨である東部児童相談所の新設は地域の支援体制を補う重要な一步であります。しかし、支援ニーズの増加や人材不足は依然として続いており、これで課題が解消されたとは言い切れません。特に一時保護については令和 6 年度の 1 日当たりの平均入所人数は 178 名と聞いています。一方で現場では瞬間に現在の定員の 193 名を大きく超える状況が生じており、直近では 230 名に達したと聞いています。東部児童相談所を新設しても市全体の定員は 199 人であり足りておりません。市長はこの一時保護所の定員超過についてどのように認識をされているのか、お伺いをいたします。

何らかの事情で一時保護を必要とする子供たちに対し安心して過ごせる環境と必要な支援が確実に行き届く体制を整えることは行政の責務です。児童相談体制の強化に向け今後人材確保や支援体制の充実、さらなる児童相談所の整備をしっかりと進めていくべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

次に、市第 63 号議案横浜市高齢者保養研修施設ふれあゆの指定管理者の指定について伺います。

今回の指定管理者の提案を評価いたしますが、財政負担は重い状況が続いています。令和 7 年度予算ベースでは指定管理料が年間約 9000 万円、設備更新費が約 5200 万円、さらに耐用年数を超えた設備の更新には今後約 3 億円が必要とされています。利用者が限定的で他都市からも利用があるこの状況を踏まえ、本事業の在り方を改めて見直すべきではないでしょうか。

そこで、これだけの一般財源を今後も投じ続けることの公平性と財政負担の妥当性をどのように捉えているのか、市長にお伺いをいたします。

また、施設の目的は高齢者の健康増進、社会参加であります。その成果の見える化が十分ではありません。目的に対する効果検証を定量的に行い公表すべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

次に、市第 66 号議案動物園及び公園の指定管理者の指定について伺います。

先般、会派有志でシンガポールズーを観察し多くの示唆を得ました。エリア一帯の中には宿泊施設や MICE 施設まで備え、従来の動物園の域を超えた機能を備えており大変驚かされました。そしてシンガポールズーでは国際基準に基づく動物福祉を徹底しつつアドベンチャー型の展示や屋内での環境学習など多様な体験によって動物や自然への理解を深めるコンテンツが常に生み出されておりました。横浜の動物園におきましても地球環境や生物多様性の保全の視点を踏まえ長期的な方向性とビジョンの基に新しい来園価値となるコンテンツを生み出していくべきです。

そこで、横浜の動物園が新しい来園価値を生み出していく方向性について市長に伺います。

同じくシンガポールズーではフランス人の獣医師の方から熱心な説明も受け、動物の行動、精神状態まで細か

く評価する5つのドメインモデルに基づき24時間体制でモニタリングをしているとお聞きしました。本市でも取組は進んでおりますが、世界の潮流ではアニマルウェルフェアと言われる動物福祉の水準向上、そして市民への分かりやすい情報発信をさらに進めていただきたいと思います。

そこで、動物福祉の充実と情報発信の取組をどのように進めていくのか、市長にお伺いをいたします。

また、シンガポールズの屋内型施設は遊びを通じて気候変動や生態系を学べる教育の入り口として大変優れておりました。横浜でもこうした体験型学習を強化することで動物園を次世代教育の拠点として高められると考えます。

そこで、学校と家庭とも連携し気候変動、生態系、動物福祉を体験的に学べる教育プログラムをどのように強化していくのか、市長の方針をお伺いをいたします。

次に、市第71号議案東部方面斎場（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の変更について伺います。

東部方面斎場の整備費は当初見込みの180億円から設計段階で41億円、工事発注段階で30億円増額し、今回示されている契約変更額を単純に足し上げると現在の整備費はおよそ260億円になります。これは当初の見込額から約80億円の増、率にして約1.4倍に膨らんだ計算です。また、資材、労務単価の上昇は今後も続くことが見込まれさらなる増額の可能性もございます。このように伸びが限定的な税収に比べて本市財政への歳出圧力は高まっております。

そこで、斎場整備費の上昇により一般財源負担が増えている状況に対する市長の認識をお伺いをいたします。

また、物価高騰は既存斎場の維持管理費にも影響します。本市は市民負担を抑えるため火葬料を据え置く方針ですが、その分の増大する運営コストは一般財源で負担せざるを得ません。整備費増、維持管理費増、火葬料据置きの3つが重なる以上、将来の財政負担をどう抑えるかが問われます。

そこで、火葬料据置きを前提とした上で斎場運営に必要な財源と利用者負担のバランスを確保し持続可能な斎場運営を目指すべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

次に、市第72号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第3号）に関連して順次質問をいたします。

今回の補正予算を確認しましたところ物価高騰対策が盛り込まれておりませんでした。第3回定例会で補正予算が組まれなかつた際には、我が会派は水道基本料金の減額、あるいは学校給食費無償化の先行実施を例として、手間をかけずに市民の手元に残す負担軽減策を市長に要望してきたところです。さらに今回、国の総合経済対策では重点支援地方交付金が措置されており市としての判断力とスピードが改めて問われます。

そこで、今回の補正に直接的な物価高騰対策が含まれていない中、市民が実感できる支援を今後どのように進めていくのか、市長のお考えを伺います。

次に、水際線のまちづくりについて伺います。

山中市長は市長選挙の公約集で目指すのは世界級の水際線とおっしゃっておられました。昨日発表の中期計画の素案にも同じ表現がございました。先般のシンガポール視察ではシティギャラリーにおきまして都市再開発庁の方から長期的な都市ビジョンやマスターplanについて説明を受け、水際線を実際に歩いて回ることでその魅力と可能性を実感したところです。

そこで、市長が掲げる世界級の水際線とは何か、何をもって世界級とおっしゃっているのか、ぜひお聞かせ願います。

次に、小児医療費助成事業について伺います。

将来世代への徹底投資を最重要事項と位置づける我が会派といたしましては、18歳まで対象年齢を拡大する

判断を支持いたします。ただ、それと同時に意思決定の背景にある理念が問われるべきだと思います。

そこで、市長は今回の対象年齢拡大をどのような理念に基づいて進めようとしているのか、お伺いをいたします。

次に、予防の視点を加えて伺います。

海外では医療費助成と予防施策を一体的に進め健康格差の縮小や救急医療の負荷軽減につなげる例もあります。一方、流行しているインフルエンザで言えば罹患時の受診は無料である一方、予防接種は全額自己負担であり、とりわけ多子世帯ほど負担が重い構造です。他都市では独自に助成を行うなど予防に踏み込んだ制度設計も広がっております。

そこで、予防接種に係る子育て世帯の負担軽減にも目を向けるべきだと思いますが、市長のお考えを伺います。

医療費全体の構造や将来への影響に目を向ければ横浜市の生活保護の医療扶助費が600億円を超え、国民健康保険や後期高齢者医療の給付費も増大をしています。こうした社会保障や保険財政の実態を市民が正しく理解し必要なときに適切な医療を利用する意識を育てることが重要です。今回の対象拡大を契機に予防に重点を置くことで将来的な医療費の適正化、抑制につなげていくべきではないでしょうか。

そこで、子供の頃から医療費や保険財政への理解を促進することで適切な受診行動につなげていくべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

続いて、債務負担行為補正の議案について3件取り上げます。

まず、菊名小学校建替工事請負契約について伺います。

今回の補正は、狭隘で急勾配という条件の下、工期が当初より延びる見込みとなったために児童への影響を抑えるために工事を前倒しする措置であり評価いたします。一方、工期延長の一部は予見できた可能性があり、今後も分離発注が基本となる本市は技術的知見を持って全体をマネジメントする体制の維持向上が求められます。特に学校建て替えは児童や保護者への影響が大きいため初期段階からリスクを把握し必要な対策を先手で講じることが重要です。

そこで、学校建て替え工事を円滑に進めるリスクマネジメントについて教育長に見解をお伺いをいたします。

次に、小中学校断熱改修業務委託契約について伺います。

令和4年度決算審査で学校断熱改修ワークショップについて私から質問した経緯もありまして、今回の学校断熱改修の加速化を歓迎をいたします。加えて、10月の決算審査におきましては、鶴見土木事務所のZEB Ready化で光熱費が半減したことを踏まえ、平原副市長からは知見を庁内で共有し公共施設のZEB化を強力に推進するとの答弁がございましたので今後の展開を期待しております。

そこで、これまでの知見を生かし、断熱改修にとどまらず既存校舎のZEB化を一層推進すべきと考えますが、教育長の見解をお伺いをいたします。

最後に、給食室改修工事請負契約について伺います。

今回の補正は入札不調等により3件の給食室改修工事を来年度へ繰り越すための措置です。このことは着工や工期の遅れは学校生活へ影響が大きいことに加え、工種ごとの分離発注で行っているため一つでも不調となれば着工できないという構造的課題を示しています。横浜市全体でも不落不調は12から13%に達し特に建築や設備系で多いと聞きますが、これが長期化するおそれもございます。

そこで、本市発注工事における入札不落不調の現状に対する課題認識を市長にお伺いをいたします。

大量の学校施設を抱える本市はこうした建設市場に対する対策を強化すべきです。建設業界の構造変化も踏ま

え柔軟な発注方式の運用も検討すべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（尾崎太君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 柏原議員の御質問にお答えします。

市第 43 号議案について御質問をいただきました。

区の主体的な資金確保の取組を後押しする仕組みづくりを強化すべきとのことですが、今年度から区や局が独自に寄附募集を行うことができるふるさと納税独自サイトを開設いたしまして一部事業で活用を始めております。基金の設置と併せて今後も区が主体となってこうした仕組みをさらに活用していきます。あわせてクラウドファンディングなどの手法も取り入れながら資金確保に取り組んでいけるよう必要な環境整備を図ってまいります。

市第 49 号議案について御質問をいただきました。

子供たちがスポーツに触れる機会の拡充に向けた課題の認識についてですが、世界的なスポーツ大会の開催やトップアスリートとの交流のほか、地域に根差したスポーツの推進などスポーツをする、見る、触れることができる機会のより一層の充実に取り組んでいく必要があろうかと考えております。子供たちのやってみたいという思いに応えられるスポーツ施策の推進に取り組んでまいります。

部活動での地域のスポーツ人材や団体との連携がありますが、国は令和 8 年度から 13 年度を改革実行期間として、休日は原則部活動の地域展開の実現を目指すと位置づけています。本市では地域展開を選択肢の一つとしてこれまで実証事業などを通じて取組を支援してきましたが、課題解決には国の支援が不可欠です。九都県市首脳会議としても今月、地域展開への十分な財政措置等について要望をしたところです。

市第 51 号議案について御質問をいただきました。

中央卸売市場本場の取扱量が減少となったことに対する認識ですが、近年の異常気象による集荷量の減少、物価上昇による買い控えなどに加えて本市場において卸売業者の廃業などがあり取扱量が減少しました。今後はこれまで以上に生産者や卸売業者からの情報収集に努めるなど市場を取り巻く状況について的確に把握をし取扱量の増加に向けて取り組んでまいります。

集荷力強化や取引拡大に向けた考え方についてですが、本場青果部では今年度完了の再編整備によって品質、衛生管理などの機能向上を図ります。また、令和 8 年 4 月から卸売業者が新たに 1 社進出することで 2 社体制となりますので、これまで以上に取り扱う品目の種類と量が増加する見込みです。場内事業者と協力をいたしまして本市場における取引の拡大を図ってまいります。

卸、仲卸業者の経営環境に対する本市の責務並びに役割についてですが、市場開設者である本市は、卸、仲卸業者の業務を許可して中央卸売市場条例等に基づいて会計、業務検査を実施するなど本市場での公平かつ適切な取引の実施に向けて必要な指導等を行っております。あわせて、厳しい経済環境の中で各事業者が抱えている個別の課題などについても的確に把握をして経営の安定化に向けて支援をしてまいります。

市第 52 号議案について御質問をいただきました。

一時保護所の定員超過についての現状認識ですが、虐待等による一時保護児童の増加に加えて家庭の状況等によって家族再統合や施設入所等が難しく、一時保護が長期化することが定員超過の要因になっております。定員超過をする場合であっても静養室などふだん居室として使用していない部屋を個室として一時的に活用するなどして子供たちが安心して生活できる環境を整えることが重要だと認識しています。

児童相談体制の強化に向けて人材確保や支援体制の充実、さらなる児童相談所の整備をしっかりと進めていくべきとのことですが、インターンシップや見学会、大学へのリクルート活動等を通じまして児童相談所業務の魅力とやりがいを広く発信して人材確保に努めています。また、スーパーバイザーによる職員の育成等によって専門性の向上を図るとともに多職種がチームとして関わることで子供への支援を強化してまいります。さらなる児童相談所の整備については今後の人口動態や社会情勢等を踏まえて検討してまいります。

市第 63 号議案について御質問をいただきました。

ふれあいへの一般財源投入の適正さについての認識ですが、ふれあいは指定管理施設であり、必要な経費を指定管理料として運営事業者に支払っています。高齢者の皆様の健康増進や社会参加の場として御利用をいただいているますが、開所から約 30 年が経過し施設の老朽化による管理コストの増加などの課題があると認識しています。

効果検証を行い公表すべきとのことですが、設置目的を達成しているかを客観的に評価するためには精緻な利用実態の把握と利用による効果などの検証が必要あります。必要なデータと評価の方法について検討を進めてまいります。

市第 66 号議案について御質問をいただきました。

本市の動物園が新しい来園価値を生み出していく方向性についてであります、生物多様性や自然環境の回復、いわゆるネーチャーポジティブに貢献する動物園をつくっていきたいと考えています。また、レクリエーションの質を高める視点も必要だと考えております。楽しみがあり、その先に気づきや学びがある、そして地球規模で環境保全を自分事として考えることができることに資する世界レベルの動物園をつくってまいります。

動物福祉の充実と情報発信の取組についてですが、動物福祉の充実は動物園の価値を高めることにつながります。本市でも動物のストレスの測定やビデオによる行動の解析などを行って動物たちにとって自然に近い飼育環境の実現につなげているところです。今後も国内外の先進的な事例等も参考にして動物福祉の取組を進め、園内での教育プログラム、また、SNS などでの動画発信なども通じまして多くの皆様に分かりやすく伝えてまいります。

動物園における教育プログラムの強化についてであります、子供たちが楽しみながら地球規模の環境課題に关心を持ち行動につながる体験を提供することが動物園として大変重要ではないかと思います。また、デジタル技術の活用も様々可能だと思いますし、何よりも 3 園の特徴をどうつくっていくのか、それを一体としてどう横浜の動物園として多くの方々に認知していただくのか、本市の魅力の一つに位置づけるのかといったことが重要であります。いずれにしても、子供たちの教育の視点に動物園が資すると考えております。引き続き魅力的な教育プログラムのつくり込みも動物園の再整備と併せて行っていきたいと考えております。

市第 71 号議案について御質問をいただきました。

斎場整備費の上昇によって一般財源負担が増えている状況への認識ですが、今後も資材価格、労務費の高騰は続いていることが予想されます。これまでも仕様の見直しや工法の検討などによってコストの縮減に取り組んでまいりましたが、引き続き財政負担の軽減に向けた取組を行ってまいります。

持続可能な斎場運営を目指すべきとのことですが、火葬料金は御遺体の火葬に要する燃料費相当額を御負担いただくことを基本に設定しております。火葬需要が増加しておりますが、施設の長寿命化や省エネ化によってコストの削減を徹底し、引き続き効率的な施設の運営に努め市民の皆様の火葬需要にしっかりとお応えできるようにしてまいります。

市第72号議案について御質問をいただきました。

今後の物価高騰対策の進め方ですが、これまで市民の皆様の暮らしや事業者の皆様の活動を着実にお支えするという考えを重視して生活者支援と事業者支援の両面から対策を講じてきました。今後、国の経済対策補正に基づき交付される重点支援地方交付金を踏まえ市民の皆様、事業者の皆様にとって効果的な対策が実施できるよう検討ししっかりと対応をしていきます。

目指すべき水際線の姿ですが、先ほども申し上げましたが、港と都市が近いことが本市の特徴の一つではないかと思います。そして個々のパートとしては大さん橋、象の鼻、赤レンガパーク、臨港パークなどすばらしい要素があります。この要素を点ではなくて線として磨き上げ、そして人に優しい、市民に優しい、来場者に優しいウォーカブルな空間に磨き上げていきたいと考えております。あわせて、一目見て横浜と分かる水際線としてブランディングをしていきたいと思います。それを発信することで世界から多くの人々に訪れてもらえる都市に近づけていきたいと考えています。

小児医療費助成事業の今回の対象年齢の拡大についてですが、今回18歳までの全ての子供の医療費を無償化することは、子育て世代の皆様の経済的な負担を軽減し安心して医療を受けられる環境をつくることにつながります。もっと子育てをしたいまちを実現するための大切な取組と位置づけております。

予防接種に係る子育て世帯の負担軽減が重要とのことです。子供の予防接種は感染症の蔓延防止及び重症化予防を目的として対象となる疾患並びに年齢を国の方針に基づいて定期接種として無料で実施しているものであります。本市としては国の方針に基づいて引き続き適切に対応をしてまいります。なお、感染の予防策については情報発信や啓発など取組を強化してまいります。

子供の頃から医療費等への理解を促進して適切な受診行動につなげるべきとのことです。本市では小児医療証と共に渡すしおりの中で財源や適正受診の情報を掲載しております。様々な機会を通じて保護者の方や子供世代に対し適正受診と制度の理解が進むよう案内や広報の工夫を図ってまいります。

本市発注工事における入札不調の課題認識についてですが、建設業における人手不足に加えて民間の建設投資が増加していることを背景として、他都市と同様に建築、設備系工事の入札不調が増加しております。本市の公共事業の円滑な推進にとって喫緊の課題であると認識しております。

柔軟な発注方式の検討についてですが、公共工事の担い手である市内建設業の団体の皆様の御意見もお伺いしながら引き続き建設業における働き方改革を進めてまいります。またあわせて、入札・契約制度においても入札の公正や公平を担保しつつ公共工事が円滑に進むよう適切に対応を進めてまいります。

以上、柏原議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問につきましては教育長から答弁をいたします。

○副議長（尾崎太君）下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君）市第72号議案について御質問をいただきました。

学校建て替えに当たってのリスクマネジメントですが、初期段階である基本構想から実施設計までの各段階において立地や地形などによる施工計画やコストへの影響を把握しております。菊名小学校では計画どおり新校舎を利用できるように実施設計の段階で改めて類似案件を検証し発注時期を前倒しすることで工期の適正化を図ったところでございます。今後も児童の学習環境を守るために関係部局と連携をしより一層リスクマネジメントを徹底していきたいと思います。

既存校舎のZEB化推進についてですが、脱炭素社会の実現と子供たちの快適な学習環境の確保はいずれも重要な課題と認識しております。建て替えや新築する学校は既にZEB化をしておりますが、既存の学校のZEB化については費用対効果、工事期間中の子供たちへの影響というのもございますので、補助金の活用の可否も含めまして関連局と連携して可能性をしっかりと検討していきたいと思います。

以上、御答弁を申し上げました。

○副議長（尾崎太君） 次に、熊本ちひろ君。

〔熊本ちひろ君登壇、拍手〕

○熊本ちひろ君 国民民主党・無所属の会の熊本ちひろです。会派を代表し質問いたします。

初めに、市第43号議案横浜市區づくり推進基金条例の制定についてです。

基金とは特定の目的のために積み立てられた資金のことで大きく分けて2つの性質があり、1つは法律で必ず設置が求められているもの、もう一つは市が独自に設置している任意の基金です。現在本市には約30前後の基金が設置されており、今回上程された横浜市區づくり推進基金もこの任意基金の一つと認識しています。これまで市民の方からの特定の区を指定していただいた現金寄附は当年度中に活用することとなっていましたが、基金を設置することで複数年度での運用が可能となり、寄附金の活用方法をより追求していくことが求められます。一方で寄附者にとっても自分の寄附したお金がどのような使途で活用されるのか大変気になると思います。

そこで、区に対する寄附金の使途をどのように検討するのか、伺います。

また、この基金を生かし各区が独自に財源を確保しサービスの向上や長年の区の課題解決に取り組んでいくことを大いに期待します。

本市は特別市の早期法制化を目指しています。実現すればこれまで県が担ってきた権限が横浜市に移ることから区の役割や予算が拡大し区の権限が強くなることが想定されます。その視点でも今回の区づくり推進基金の創設は非常に重要であり、区が自ら収益を上げ積み立て、その財源を使って区独自の大きな課題解決に挑むことができるきっかけになったと考えています。将来税収の減少が見込まれる中、歳入という部分に対して独自に稼ぐという発想をもっと取り入れていただきたい、そして特別市となったときのことを見据え区がより主体的に財源確保策を実行し区独自の課題解決に取り組めるよう積極的に後押しすべきと考えますが、見解を伺います。

これまででもデジタルサイネージによる広告料収入、刊行物の販売収入など財源確保策を実施し区の予算としてプラスしていると伺いました。そういう意味では、例えば区のキャラクターを生かしたLINEスタンプの販売、地元パン屋さんとコラボした限定パンの販売など地域の皆様と連携した取組もお願いしたいとともに大きな財源確保策の検討も視野に入れていただくことを期待します。

次に、市第50号議案横浜市文化基金条例の一部改正についてです。

この横浜市文化基金条例は昭和56年4月1日に施行されたもので、当初美術館の建設または美術品の購入に資するために設置された基金でした。それから約44年たった今、これまでの限定された基金の用途を拡大し文化事業の推進と修繕等に充てたいと伺いました。近年、本市全体では自主財源の確保が市政の重要なテーマとなっており、この基金の用途を拡大することで寄附者の意向に沿った寄附の受け入れや多角的な財源確保の取組に寄与するものと思いますが、今回の改正で修繕等にも基金の用途を拡大した狙いについて伺います。

現在、にぎわいスポーツ文化局でも企業版ふるさと納税やクラウドファンディング型ふるさと納税を行っています。この財源確保の取組をより強化していただきたいと思います。また、本市では10年後の姿を描く横浜未来の文化ビジョンの策定に向けて現在検討が進められています。現段階ではまだ素案の策定中かと思いますが、

今回の条例改正で柔軟に行える文化事業の実施や文化施設の運営における財源確保の取組について横浜未来文化ビジョンに位置づけ持続的に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

次に、市第 53 号議案横浜市下水道条例の一部改正及び水第 4 号議案横浜市水道条例の一部改正についてです。

現在、宅地内の水道や下水道の工事は安全確保のため法律、条例に基づき市が指定した地元の専門業者でなければ行うことができません。能登半島地震では上下水道の本管や処理場などいわゆる公共側の施設については全国の水道、下水道事業者からの応援で応急的な復旧が進みました。しかし、各家庭の敷地内や建物内にある給水管、排水設備は修理が進まず、蛇口から水が出ない、トイレが使えないといった生活上の支障が長期間解消されませんでした。その最大の要因は工事を行う地元の工事店自身が被災していたためです。この教訓を基に災害その他非常の場合に本市が必要と判断したとき、ほかの都市が指定する工事店等が宅地内の給水管や排水設備の工事を行えるよう条例を一部改正することですが、地方自治体における指定工事店等の考え方について伺います。

宅内配管の復旧については被災された市民の皆様御自身が指定工事店に連絡し修繕をお願いする必要があります。大きな災害の後、心身ともに不安の状態の中でどこに連絡すればいいのか、誰が工事できるのかが分からぬいという状況は避けなければなりません。この条例改正の意味、本質をしっかりと捉え市民の皆様が困惑するところがないよう周知すべきと考えますが、市民への条例改正の内容及び災害時の周知の考え方について伺います。

災害時、市民の皆様が迷わず必要な工事につながれるよう平時から丁寧な情報提供や周知をお願いいたします。

次に、市第 58 号議案地域ケアプラザの指定管理者の指定についてです。

さきの第3回市会定例会で地域ケアプラザ 107 施設分の指定管理者の指定に関する議案が提出されましたが、今回は 1 施設分の議案が提出されています。この施設については1回目、2回目の公募では応募者がなく、応募者の検討期間を長くして3回目の公募を行ったところようやく候補者を選ぶことができたと聞きました。指定管理者として手を挙げてくれる法人がいないという状況の改善は急務です。今回 2 つの地域ケアプラザにお邪魔してお話を伺ってまいりました。現在、地域ケアプラザは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの資格を取得している専門職の配置をしなければならないため有資格者の確保が難しく、人材紹介会社への求人を依頼すればそれだけでお金がかかってしまうと聞きました。また、老朽化する施設に対して、特に介護保険制度であるデイサービスの設備、機器などの修繕は原則指定管理料ではなく介護報酬で対応するため厳しい現状がうかがえました。

そこで、指定管理者が地域ケアプラザを安定的に運営できるよう対策を講じるべきと考えますが、見解を伺います。

複雑化する地域課題に対して行政だけでなく様々な団体、企業の方がともに課題解決していきたいという思いを持っておられます。先日はある事業者の方から、祖父母世代と孫世代の交流がお互いにとって刺激になりとてもよいものになったので地域でも活動を展開したいという話を聞きました。私自身ももっと多世代の交流が進みつながりが深まることを願っており、地域ケアプラザはこういった地域活動の支援も積極的に行っていくべきです。

そこで、新たに活動を始めようと思っている地域の方へも支援が届くよう地域ケアプラザが多世代交流などの地域活動の支援を行っていることをさらに周知すべきと考えますが、見解を伺います。

私の祖父母は2人とも 90 代という年齢です。母方の祖父は自宅で独り暮らし、父方の祖母は施設で元気に暮らしています。とはいえ、人生を重ねる時間が長くなるほど周囲の友人、兄弟は少なくなっています。そして

目や耳、認知機能など体の様々な変化は若い頃のようにはいかなくなります。要介護とまではいかなくても生活における寂しさや不自由さは明日の生活の希望さえ揺らいでいきます。若いときには想像しづらい誰もが通る道です。そんなときに暮らしの支えの一部となり、寄り添ってくれるのが行政の福祉施設だと思います。市内 146 館を整備した地域ケアプラザの持続可能な運営への支援をよろしくお願ひいたします。

次に、市第 72 号議案令和 7 年度横浜市一般会計補正予算（第 3 号）について、まず小児医療費助成事業について伺います。

今回本市でも小児医療費助成の対象年齢の拡大に向け補正予算案が提出されました。ある関係者の方々との意見交換会では、県内の全域のお父さん、お母さんから小児医療費助成について地域による格差をなくしてほしいとの声があると聞いております。この助成を開始した頃からたくさんのニーズがあつたこと、そして親御さんから感謝されたことを把握しておりますが、一方でそもそも医療機関にかかる必要がないよう乳幼児期からの健康づくりや免疫力の向上も重要だと考えます。子供が病気にかかってしまうと親も仕事を休まなければならず負担が大きかかります。

そこで、子供の病気の予防につながるよう健康づくりを推進すべきと考えますが、見解を伺います。

本市の小児医療費助成は平成 7 年にスタートし、約 30 年間にわたり段階的に年齢拡大、所得制限の緩和を重ね 2023 年に所得制限と一部負担金を撤廃し中学三年生までの無償化を実現しました。そして今回、18 歳までの医療費無償化が実現することにより子育て世帯の負担の軽減には寄与すると思いますが、医療機関への受診のハードルが下がることでいわゆる過剰受診が増加する懸念があります。

そこで、高校生世代についても完全無償化とした考え方について伺います。

神奈川県では政令市以外は既に 18 歳までの医療費無償化が実現されており、来年度中には本市と川崎市が、令和 9 年 4 月には相模原市が無償化を予定しており、県内全ての市町村で地域間格差がなくなります。これは大変喜ばしいことですが、一方で医療現場に目を向けると、2022 年の厚生労働省のまとめですが、子供の医療費無償化に賛成の医療従事者は 60% から 70% 台にとどまっていて、不要と感じる子供の受診があつたと答えている医師は約 70% います。コンビニ感覚での受診が増えている、100 円でも負担したほうがよい、こういった声が現実です。これまで各自治体は無償化を掲げて競うように導入してきた印象があります。無償化がゴールではなく、病院の適正な受診を促す対策をしっかりと責任を持って取り組んでいただくことをお願いいたします。単に他都市との横並びで医療費の無償化を行うのみでなく、ほかの施策と組み合わせて横浜市独自の子育て支援を推進し子育てしたいまちになるよう取り組んでいく必要があると考えますが、今後の子育て施策の展開について伺います。

最後に、体育館空調設備設置事業及び小中学校の教室断熱改修についてです。

私たちはこれまで学校の暑さ対策を強く求めてまいりました。現在、体育館空調については令和 11 年までに設置を完了する計画が進められています。しかし、近年の猛暑は尋常ではないと感じます。災害時の避難所としての役割も考えると空調の設置は急務です。本市には 500 校を超える学校があり、限られた予算と施工体制の中で優先順位をつけながら進めなければなりません。

そこで、体育館空調設置の優先度の考え方について伺います。

また、体育館という大きな空間に空調設備を設置していく際には体育館の断熱性能も気になるところです。体育館をより快適に使うためにも空調設備のランニングコストのためにもより効果的な体育館の断熱化も考える必要があると考えます。

そこで、体育館の断熱化についてどのように取り組んでいくのか、伺います。

また、各教室では既に設置済みの空調について年数が経過しており空調の不具合が発生していると聞いております。また、直射日光の影響を受ける上階が特に暑く授業に集中できないという声も多く聞きます。今年度、師岡小学校で上階の教室の断熱化改修を施工したと聞きました。

そこで、師岡小学校で断熱化改修を試行実施した結果について伺います。

近年の気候変動から子供たちの学習環境を守る取組はとても重要です。対策は急務ですが効果と効率をしっかりと見極め丁寧な暑さ対策を進めていただこうことを要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（尾崎太君）山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君）熊本議員の御質問にお答えいたします。

市第43号議案について御質問をいただきました。

区がより主体的に財源確保策を実行して区独自の課題解決に取り組めるよう積極的に後押しすべきことですが、区づくり推進基金の設置によって各区ではクラウドファンディング型のふるさと納税を含め寄附の募集など多様な財源確保の手法を柔軟に活用できるようになります。こうした区の取組を市民局を中心に関係局が積極的に支援をし区局一体となって地域課題の解決に取り組んでまいります。

市第50号議案について御質問をいただきました。

財源確保の取組を文化ビジョンに位置づけ持続的に取り組むべきことですが、文化ビジョンが目指す4つの柱のうちその一つであるサステナブルシフトの文化が根づくまちの中で財源確保の多様化について位置づけたいと考えております。ビジョンを推進していく中で文化分野におきましてもふるさと納税の充実をはじめ多様な財源確保の手法を開拓してまいります。

市第72号議案について御質問をいただきました。

子供の病気の予防につながるよう健康づくりを推進すべきことですが、乳幼児期から青年期は栄養、運動、睡眠などの基本的な生活習慣を身につけて健やかな体をつくる大切な時期であります。乳幼児健診や親子向けの教室、学校や地域での健康教育などの機会を活用するとともに関係機関、団体等と連携をいたしまして子供の年齢に応じた健康づくりの取組を推進してまいります。

高校生世代についても完全無償化とした考え方ですが、子育て世代の皆様の経済的な負担を軽減して安心して医療を受けられる環境をつくることでもっと子育てしたいまちを実現するために18歳までの全ての子供の医療費を無料化いたします。

今後の子育て施策の展開についてですが、本市独自の取組としてこれまでにも出産費用助成金等の経済的負担の軽減をはじめ総合的な子育てアプリなどによる手続等の利便性の向上や一時預かりの充実等時間的な負担、精神的な負担の軽減にも取り組んできました。引き続き子育て世代の皆様がゆとりを持って子供に向かい成長を喜んでいただける取組を推進してまいります。動物園をより魅力的にする、水際線をより人に優しい空間にすることも子育て施策のハード的な側面になりますが、位置づけられると思います。子育て施策だからこども青少年局だけが行うのではなくて広く全庁的に子育てしやすい、そして人に優しいまちづくりを目指してまいります。

以上、熊本議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問につきましては副市長等から答弁をいたします。

○副議長（尾崎太君）伊地知副市長。

〔副市長 伊地知英弘君登壇〕

○副市長（伊地知英弘君）市第43号議案について御質問をいただきました。

区への寄附金の使途の検討方法についてですが、区役所が寄附者との相談窓口となり、活用を希望する事業や分野について寄附者の思いや希望を丁寧に伺います。その意向を踏まえ区役所が主体となって寄附金の使い道を検討し地域の皆様に必要な施策への活用を図ってまいります。

市第50号議案について御質問をいただきました。

文化基金の用途を修繕等にも拡大した狙いについてですが、文化施設の老朽化対策や時代の要請に合わせた機能向上等に対する財源確保が大きな課題となっており、こうしたことに寄附金を活用してまいります。基金に積み立てることで時期を捉えた柔軟な対応が可能になると考えております。

市第53号議案及び水第4号議案について御質問をいただきました。

指定工事店等の考え方についてですが、審査基準は法令等に基づき基本的に全国一律となっており、他都市においても本市と同等の審査を経て指定しているものと認識しています。また、本市の技術基準等にのっとった工事申請手続や竣工検査を実施することで安全な給水と適正な配水を確保できるものと考えております。

市民への条例改正の内容及び災害時の周知の考え方についてですが、本市ウェブサイトへの掲載や区役所や土木事務所でのチラシの配布などを通じて改正内容を広報してまいります。また、災害時には市内指定工事店等の稼働状況と併せ、給排水工事の対応が可能な他都市の指定工事店等のリストといった具体的な内容を本市ウェブサイトやSNSに掲載するなど迅速に情報を提供してまいります。

市第58号議案について御質問をいただきました。

指定管理者が地域ケアプラザを安定的に運営できるよう対策を講ずるべきとのことです。高齢者数の増加に伴う業務負担の増大や人材不足、併設しているデイサービスの経営が厳しいなど様々な課題を抱えております。これらに対応するため施設予約システムの導入による業務の効率化や各施設の日曜祝日の相談をコールセンターで一括して受ける体制への変更、デイサービス事業の見直しに向けた検討などを進めます。今後も安定的に運営できるよう支援を行ってまいります。

地域ケアプラザが多世代交流などの地域活動の支援を行っていることをさらに周知すべきとのことです。本市ではリーフレットや動画などで地域ケアプラザの役割や取組を周知しております。各施設でも広報紙の発行に加え地域の行事や活動に積極的に参加することで地域の方との交流を深め認知度向上に努めております。地域活動を始めたいと思われた方に地域ケアプラザを活用していただけるようあらゆる機会を捉え地域活動への支援を行っていることを周知してまいります。

以上、御答弁申し上げました。

○副議長（尾崎太君）下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君）市第72号議案について御質問をいただきました。

体育館空調設置の優先度の考え方についてですが、地域防災拠点や台風などの際の避難所に指定されている、また、選挙の投票所として利用されている体育館を優先しております。また、出入口が少なく換気がしにくいなど個別の事情についても考慮をした上で適切な優先順位を心がけております。

体育館の断熱化への取組についてですが、省エネルギーの観点から体育館の断熱化は大変重要な取組だと思い

ます。断熱化には様々な手法がありコストや効果が異なるため今後試行的な設置を行い実際の効果や費用対効果を検証してまいります。

師岡小学校で断熱化改修を試行実施した結果についてですが、天井裏に断熱材を敷設し窓に遮熱カーテンを設置した教室と未改修の教室を比較いたしまして、改修した教室の室温は約3度低く一定の効果があることを確認しております。

以上、御答弁を申し上げました。

○副議長（尾崎太君）次に、大和田あきお君。

[大和田あきお君登壇、拍手]

○大和田あきお君 日本共産党の大和田あきおです。日本共産党を代表し質問いたします。

初めに、市第43号議案横浜市づくり推進基金条例の制定についてです。

議案は、区における市民サービスの向上及び地域課題の解決に関する事業を通じ区づくりの推進のために横浜市づくり推進基金を設置するものです。寄附金を複数年度にわたって計画的に活用できる基金設置の趣旨については理解できますが、そもそも区づくり推進費そのものの予算額や規模は適正なのでしょうか。区づくり推進費とは、地域の総合行政機関として区づくりの自主性を高める予算、地域のニーズに的確に対応し個性ある区づくりを推進できる予算、地域的、個別的、緊急的ニーズに迅速に対応できる予算、区役所職員が主体的に参画できる予算として区の機能強化の一環として予算の拡充を図ったものです。区の人口を30万人とすれば1人当たり300円程度の予算となります。この予算ではとても事業目的を実現できるとは思えません。

そこで、今回の寄附に加えてもっと各区が抱えている独自の課題や取組を支援できるよう区づくり推進費の予算を増額する必要があるのではないかでしょうか、市長の見解を求める

また、区役所は市民にとって最も身近な行政窓口であるため、区づくり推進費の予算の増額に合わせて区民要望にきめ細やかに対応できるよう人員を増やすことが必要ではないでしょうか、市長の見解を求める

次に、市第44号議案横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金条例の制定についてです。

議案は、スポーツ・レクリエーションの振興に資するため横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金を設置するものです。スポーツ振興について伺います。そもそもスポーツは全ての人々の権利であり、条件整備は国や自治体の責任です。スポーツ振興のためには施設整備費を抜本的に増額し、公共スポーツ施設を誰もが気軽に使えるスポーツ施設として拡充することや施設利用料の引下げや指導員の増員、利用者や団体の声を行政に反映する仕組みが必要です。横浜市中期計画2022～2025ではスポーツ環境の充実として、市民が「身近にスポーツができる機会や場の確保・充実を図り、市民の多様なニーズに応じて、スポーツ施設を利用しやすい環境に整えます」とあります。本市はプロスポーツの場をつくることに主眼を置いているようですが、市がやるべきことは市民がスポーツを行い親しむことができる環境を整える施策を推し進めることであると考えますが、市長の見解を伺います。

次に、基金の資金源としている企業版ふるさと納税の問題です。

企業版ふるさと納税は寄附企業への経済的見返りは禁止されています。経済的見返りを容認すれば寄附行為が経済的利益を得るための取引になってしまいます。しかも、寄附額の最大9割も税制優遇されることから当然高い公共性が求められます。そこにもし見返りがあるとしたら税金を使って特定企業への私的な利益に資するものとなってしまいます。そんなことはあってはならないことです。しかし、国が示している規制は極めて限定的で抜け穴だらけなのです。

そこで伺いますが、例えば企業版ふるさと納税を利用した企業がその寄附を活用した事業の受注者になることは直接的であっても間接的であってもあってはならないと思いますが、市長の見解を伺います。

また、そのためにも企業版ふるさと納税制度を活用した寄附企業の公表は不可欠です。それは寄附行為でありながら同時に税制優遇がセットになっているため高い公共性がこの制度を利用する企業側にも求められます。

そこで、非公表を認めている現行制度を改めて透明性の高い制度とすることについて市長の見解を伺います。

また、福島県国見町では企業版ふるさと納税の見返りとして入札において便宜を図る官製談合が起きました。具体的には高規格救急車の開発、製造に関する入札で企業版ふるさと納税を行ったDMM. comが特定の会社が有利となるように入札する製品の仕様を調整しました。その結果特定の会社が落札しました。その特定の会社が再委託の発注を行った先がDMM. comの子会社でした。最終的に国見町のケースは企業版ふるさと納税において認可が取り消されることとなりました。福島県国見町で発覚したような企業版ふるさと納税制度をめぐる談合事件が起こることを防止するために再委託先の制限や複数年度契約に関する取り決めの締結などの仕組みを講ずるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、市第72号議案、補正予算の小児医療費助成事業についてです。

議案は、小児医療費助成制度について令和8年度中の対象年齢を18歳年度末まで拡大に向け、システム改修や事務処理センターの設置、広報の準備を進めるため事業費を追加するものです。日本共産党は1973年から子供の医療費助成の拡大を市民の皆さんとともに要望し続けてきました。今回18歳まで所得制限なしで拡充されることになります。歓迎しています。実施するに当たり一日でも早くこの制度を子供たちに届けたいと考えます。前回の15歳までの小児医療費助成制度の無償化の際には所得制限と一部負担金の撤廃などがあり、対象者の抽出作業にも一定時間がかかったと思われます。しかし、今回は対象年齢を18歳に引き上げるものであり、もっと速やかに作業を進められるのではないかでしょうか。また、医師会、薬剤師会などの連携体制は既に確立されています。

こうしたことからも18歳までの小児医療費助成制度を2026年4月1日から実施すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、体育館空調設備設置事業についてです。

議案は、市立小中学校の体育館への空調設備の設置について、夏の酷暑対策などの観点を踏まえ設計校数を増加させるため事業費を追加するものです。本市は2029年までに全ての小中学校の体育館にエアコン設置を進めるとしており、気候変動による猛暑が年々ひどくなる中、子供たちの健やかな教育環境を守る上で重要な取組だと考えます。また、多くの学校の体育館は地域の防災拠点の避難所に指定されています。児童生徒の授業などに影響がないようにスケジュールを調整しながら進めていることは承知していますが、早期に事業を完了することがますます求められています。

一方で早期に全エアコン設置を完了することは進めつつも、エアコン効果を最大限に引き出すための断熱化について質問します。そもそも国からの空調設置への補助は効果的な断熱化とセットで行うことが条件でした。文部科学省のホームページによれば、空調設置に伴う断熱性確保の必要性について「断熱性の確保がされていない体育館へ空調を設置した場合、過大な能力の空調機が必要となったり、光熱費が過大となったりと、効率的、効果的な施設整備ができません」、または「一定の条件で空調を稼働した場合の電気代は断熱性無しでは年間280万円、断熱性確保では年間140万円」となっており、空調と断熱化改修工事を実施することでランニングコストを削減できることが紹介されています。

そこで、文部科学省が断熱化とセットで行うことを条件としていた 2024 年以前にエアコン設置と同時に断熱化を実施しなかったのはなぜなのでしょうか、教育長に伺います。

また、2025 年度からは先にエアコン設置を進めて、その後 2033 年、令和 15 年までに断熱化を設置しても補助金の対象になりましたが、空調設置と断熱化のセットが求められていることには変わりはありません。そこで、現在の気候変動の中で今後体育館のエアコン設置と断熱化はセットで進めるべきであると考えますが、教育長に伺い質問を終わります。（拍手）

○副議長（尾崎太君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 大和田議員の御質問にお答えいたします。

市第 43 号議案について御質問をいただきました。

寄附に加えて区づくり推進費の予算を増額する必要があるとのことですが、各区の独自の課題は個性ある区づくり推進費に加えて各局からの配当予算や施設整備など局が執行する予算を含めて対応をしているところです。引き続き区局が一体となって地域の課題とニーズにきめ細かく対応できるようにしてまいります。

区民要望にきめ細やかに対応ができるよう人員を増やす必要があるとのことですが、区役所が市民の皆様の声や地域のニーズをしっかりと受け止め局と一体となって市民目線での施策実現につなげていくことが重要です。デジタル技術やデータを活用しながら市民サービスや地域課題への対応力を向上させるとともに業務の効率化を図り持続可能な区役所を目指してまいります。

市第 44 号議案について御質問をいただきました。

市民がスポーツを行い親しむことができる環境を整える施策を推し進めるべきとのことです。今回設置する基金はスポーツ関係団体が市民の皆様を対象に行う公益的なスポーツ振興事業への支援にも活用していく予定です。市民の皆様がスポーツに参加する機会をこれまで以上に創出し誰もが多様なスポーツを楽しみ、スポーツが身近に感じられるまちの実現に向けて取り組んでまいります。

寄附企業が寄附活用事業の受注者になることについてですが、企業版ふるさと納税制度は内閣府令において寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならないと定めており、各自治体は内閣府令にのっとって適切に対応を行うものであると認識しております。

透明性の高い制度とするべきとのことです。令和 7 年度税制改正において、寄附活用事業の契約手続等で競争入札での一者応札や補助金、負担金での一者交付など寄附企業との関連性が見られる場合には透明性を確保するため地方自治体に対し寄附企業名の公表を義務づけるなどの制度改善策が講じられています。本市としても制度の趣旨にのっとり適切に対応をしてまいります。

事件防止の仕組みを講ずるべきとのことです。地域再生計画の認定が取り消される事案が発生したことを踏まえ、令和 7 年度税制改正において制度の健全性を確保するため寄附活用事業の発注先の公表、地域再生計画の認定取消しを受けた場合の欠格期間の創設など制度改善策が講じられたものと認識しております。

市第 72 号議案について御質問をいただきました。

対象年齢拡大を令和 8 年 4 月 1 日から実施するべきとのことです。一日でも早く市民の皆様に医療証を確実にお届けしたいという思いから新たな対象者を登録するためのシステムの改修期間や医療証の発送などのスケジュールを精査いたしまして実施時期を決定いたしました。

以上、大和田議員の御質問に御答弁を申し上げました。

残りの質問については教育長から答弁をいたします。

○副議長（尾崎太君）下田教育長。

〔教育長 下田康晴君登壇〕

○教育長（下田康晴君）市第72号議案について御質問をいただきました。

エアコン設置と断熱化の関係についてですが、一般的に断熱化の工事は屋根や壁を大規模に改修する必要があり、空調設置以上に費用、そして期間が少し長く必要となります。空調設置と断熱化をセットで行うことが望ましいとは思っておりますけれども、断熱化と併せて行うことで工期自体が遅れてしまったり着手が遅れるというようなことがないように空調の設置を先行させていたところでございます。

体育館のエアコン設置と断熱化をセットで進めるべきとのことです、近年では天井に遮熱性のあるシートを貼るなど簡易な断熱手法も開発されてきておりますので、そこでまずは空調設置を早急に進めていくことを原則としながらも並行して効率的で効果的な断熱化の改修手法も検討しながら進めていく予定でございます。

以上、御答弁を申し上げました。

○副議長（尾崎太君）以上で質疑は終了いたしました。

速報版